

第2期

清川村子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

清 川 村

は じ め に

子どもは村の宝です。高い水準にある子育て・保育サービスのさらなる充実に努め、村の特性を活かすことで、幼児教育や学校教育をさらに充実させ、幼・保・小・中学校の連携と地域・家庭などの協力により、心豊かな「清川っ子」を育む村づくりを行うため、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画年度とした「清川村子ども・子育て支援事業計画」を実施してまいりました。



また、平成26年度を初年度とする「第3次清川村総合計画」においては、将来像として「水と緑の心の源流郷」を掲げ、『誇りを持って村を支える人づくりの推進』を、施策の大綱の一つとして、村の将来を担う子どもたちが輝くような施策を展開しています。

このたび、令和2年度から令和6年度までを計画年度とする「第2期清川村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年4月からは、妊娠・出産から乳幼児、その保護者を支援する「清川村子育て世代包括支援センター」を設置するなど、行政はもとより、家庭、学校、地域社会をはじめ、全ての村民がそれぞれの立場から取り組んでいただきながら、本村の子育て支援を一層推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました子ども・子育て会議の委員の皆様やアンケート調査にご協力いただきました村民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

清 川 村 長 岩 澤 吉 美

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画策定体制と経緯	2
第2章 清川村の子どもを取り巻く現状	3
1. 人口	3
2. 出生数	4
3. 世帯数	5
4. 教育・保育施設の状況	6
5. ニーズ調査結果のまとめ	9
6. 子ども・子育て支援事業計画（第1期）の分析・評価	16
7. 課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	22
1. 基本理念	22
2. 基本的な方針	22
3. 基本施策体系	24
第4章 子ども・子育て支援事業計画	26
1. 教育・保育提供区域の設定	26
2. 計画期間中の子ども人口	27
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制	28
4. 地域子ども・子育て支援事業	31
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	43
6. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	44
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	44
8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県との連携	44
9. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	44
第5章 子ども・子育て支援関連事業	45
1. 地域における子育ての支援	45
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	51
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	57
4. 子育てを支援する生活環境の整備	60
5. 子どもの安全の確保	62
6. 特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進	65
第6章 計画の推進	69
1. 計画の推進体制	69
2. 進捗状況の管理	69
資料編	70

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、平成 30 年の合計特殊出生率は 1.42 となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国においては、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成 27 年 4 月に施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが必要となっています。また、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

これまでも清川村では、平成 17 年に「清川村次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成 22 年に「清川村次世代育成支援行動計画（後期計画）」を、平成 27 年に「清川村子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実を図ってきました。

また、平成 26 年度を初年度とする「第 3 次清川村総合計画」においては将来像として「水と緑の心の源流郷」を、施策の大綱の一つとして『誇りを持って村を支える人づくりの推進』を掲げ、“子どもは村の宝です。高い水準にある子育て・保育サービスのさらなる充実に努め、村の将来を担う子どもたちが輝くような施策を展開します。”としています。

今回策定する第 2 期清川村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援の取り組みを一層推進するために策定するものです。本計画では、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、教育・保育事業に対する村民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、本計画は、行政はもとより、家庭、学校、地域社会をはじめ、全ての村民がそれぞれの立場で子育て支援に取り組むための指針となることは、次世代育成支援行動計画と変わりありません。

策定にあたっては、これまでの清川村における取り組みの継続性を保ち、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、「第 3 次清川村総合計画」（平成 26 年度～令和 5 年度）や関連計画との整合性を持ったものとして定めます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

平成 27 年度	・・・	平成 31 年度 (令和 元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
清川村子ども・ 子育て支援事業計画 (第 1 期)			第 2 期清川村子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					第 3 期清川村子ども・ 子育て支援事業計画 (次期計画)	

4. 計画策定体制と経緯

本計画の策定にあたっては、平成 30 年度にニーズ調査（清川村 子ども・子育て支援計画策定に向けてのニーズ調査）を行うとともに、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「清川村子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。

当会議は、清川村の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されており、村における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関となっています。

第2章 清川村の子どもを取り巻く現状

1. 人口

この10年間の総人口は、緩やかな減少傾向にあり、4年前の平成27年と比べると117人の減少となっています。

就学前児童の人口は、平成29年まで減少傾向にありましたが、この3年間については増加傾向にあります。就学児童の人口は、140～150人前後でおおむね横ばいとなっています。

表2-1 人口の推移

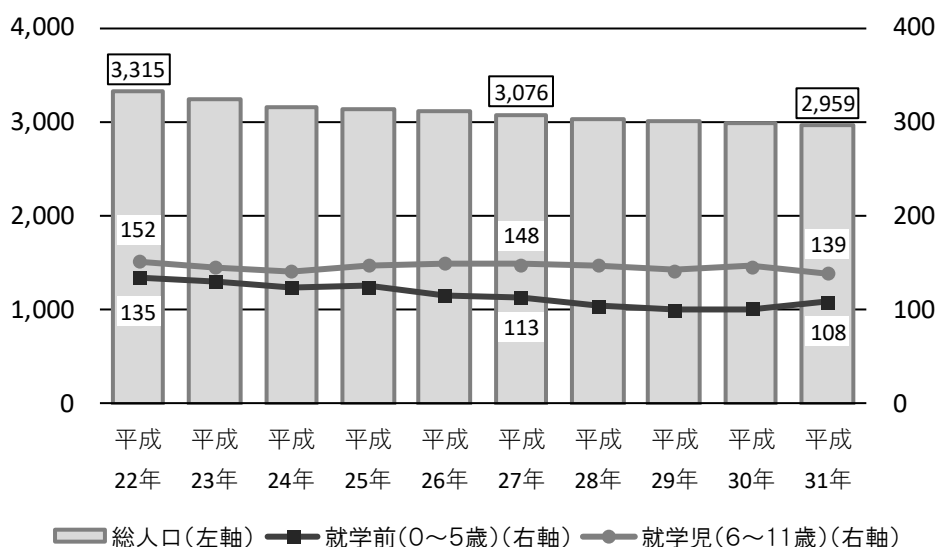
単位：人

年次	総人口	就学前 (0～5歳)	就学児 (6～11歳)
平成22年	3,315	135	152
平成23年	3,239	130	145
平成24年	3,164	124	141
平成25年	3,134	125	147
平成26年	3,105	115	149
平成27年	3,076	113	148
平成28年	3,033	104	147
平成29年	3,013	100	142
平成30年	2,985	101	146
平成31年	2,959	108	139

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

図2-1 人口の推移

単位：人



2. 出生数

出生数は、平成 22 年から平成 30 年までは 15 人前後で推移しています。
 平成 28 年に 12 人へと減少したものの、この 3 年間については増加傾向にあります。

表2－2 出生数と出生率の推移

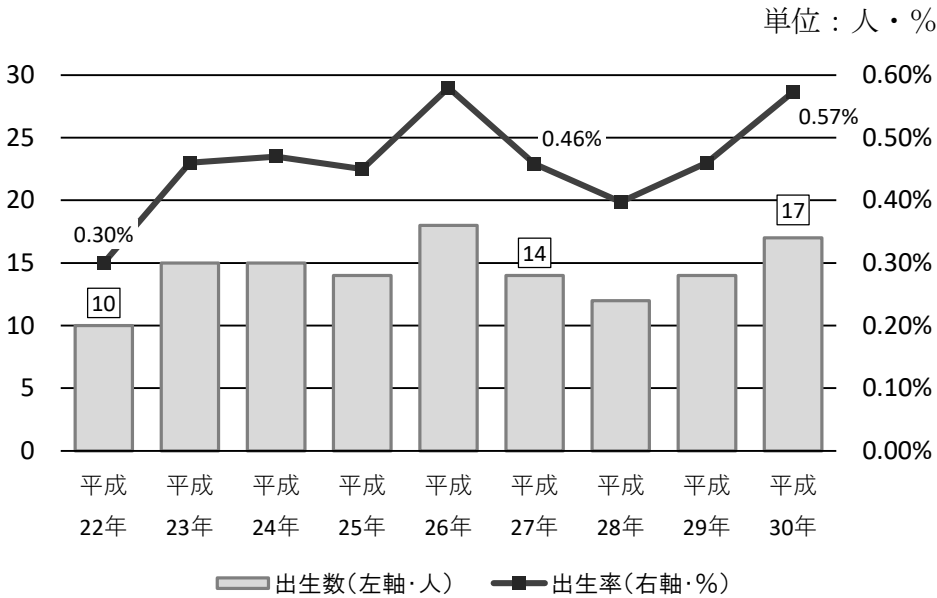
単位：人・％

年次	出生数	出生率
平成 22 年	10	0.30％
平成 23 年	15	0.46％
平成 24 年	15	0.47％
平成 25 年	14	0.45％
平成 26 年	18	0.58％
平成 27 年	14	0.46％
平成 28 年	12	0.40％
平成 29 年	14	0.46％
平成 30 年	17	0.57％

注：（出生数／人口）＝出生率

資料：住民基本台帳

図2－2 出生数と出生率の推移



3. 世帯数

世帯数は、平成 28 年まで減少傾向にありましたが、この 4 年間については増加傾向にあります。

1 世帯あたり人数については一貫して減少傾向にあり、平成 31 年現在で 2.35 人／世帯と、4 年前の平成 27 年に比べ 0.13 人／世帯少なくなっています。

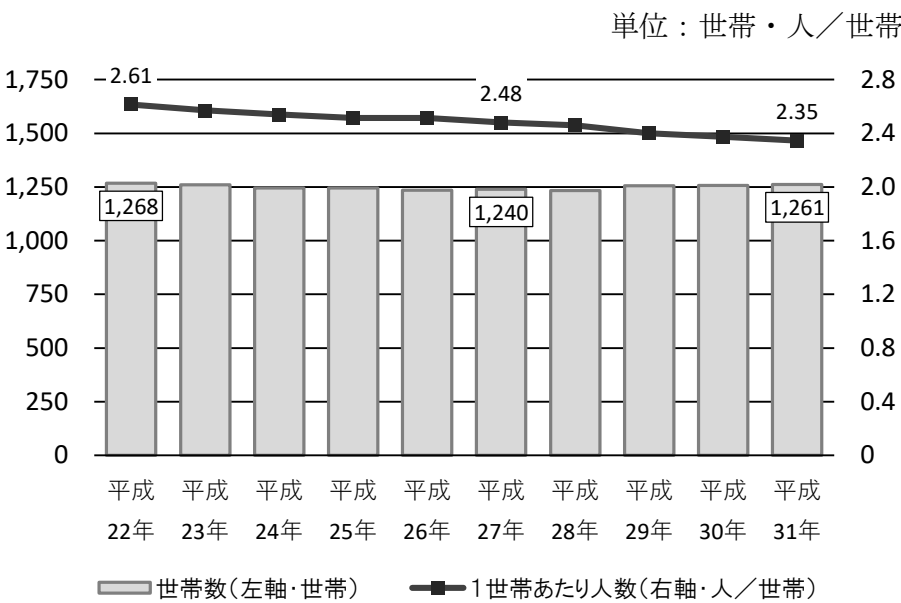
表2-3 世帯数と1世帯あたり人数の推移

単位：世帯・人／世帯

年次	世帯	1 世帯 当たり人数
平成 22 年	1, 268	2. 61
平成 23 年	1, 260	2. 57
平成 24 年	1, 246	2. 54
平成 25 年	1, 246	2. 52
平成 26 年	1, 235	2. 51
平成 27 年	1, 240	2. 48
平成 28 年	1, 233	2. 46
平成 29 年	1, 255	2. 40
平成 30 年	1, 257	2. 37
平成 31 年	1, 261	2. 35

資料：住民基本台帳 各年 3 月 31 日現在

図2-3 世帯数と1世帯あたり人数の推移



4. 教育・保育施設の状況

(1) 保育所の利用状況

村内の保育所の定員数と入園児数については、次の通りです。

平成 29 年度におひさま保育園が開園し定員数が増加したとともに、平成 30 年度以降には入園児数も増加しています。

表2-4 保育所の利用状況

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所定員数	30	30	36	36	36
入園児数	30	31	30	38	38

資料：清川村 各年度 4 月 1 日現在

村内の子どもの、村内・村外含む保育所への入所状況は次の通りです。

合計の児童数については年によって増減があるものの、おおむね横ばいで推移しています。

表2-5 保育所入所児童数

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0 歳	1	0	1	1	1
1 歳	4	6	2	5	6
2 歳	7	5	9	6	8
3 歳	6	9	6	11	4
4 歳	7	6	11	6	10
5 歳	7	9	7	10	6
合計	32	35	36	39	35

資料：清川村 各年度 4 月 1 日現在

(2)幼稚園及び3歳児保育の利用状況

幼稚園及び、幼稚園での3歳児保育の利用状況は次の通りです。

3歳児の入園幼児数は、平成29年度からの3年間について増加傾向にあります。

表2-6 幼稚園及び3歳児保育の利用状況

単位：人（入園率は％）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園定員数		140	140	140	45	45
4・5歳児	対象幼児数	40	38	42	36	37
	入園幼児数	24	21	22	18	20
	入園率	60.0	55.3	52.4	50.0	54.1
3歳児	対象幼児数	21	20	16	22	19
	入園幼児数	12	8	7	11	15
	入園率	57.1	40.0	43.8	50.0	78.9

資料：清川村 各年度4月1日現在

(3)学校教育の状況

小学校の学級数と児童数の推移は次の通りです。

村内の児童数の合計は、平成27年度から31年度までの5年間で13人減少しています。

表2-7 小学校の児童数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
緑小学校	学級数	8	7	8	8	7
	児童数	138	134	129	133	125
宮ヶ瀬 小学校	学級数	3	3	3	3	3
	児童数	10	14	11	10	10
合計	学級数	11	10	11	11	10
	児童数	148	148	140	143	135

資料：清川村 各年度4月1日現在

中学校の学級数と生徒数の推移は次の通りです。

村内の生徒数の合計は、おおむね70人前後の横ばいで推移しています。

表2-8 中学校の生徒数の推移

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
緑中学校	学級数	6	5	5	5	5
	生徒数	63	70	61	63	64
宮ヶ瀬 中学校	学級数	2	1	2	2	2
	生徒数	5	5	6	5	6
合計	学級数	8	6	7	7	7
	生徒数	68	75	67	68	70

資料：清川村 各年度4月1日現在

5. ニーズ調査結果のまとめ

(1)調査の目的

本調査は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度から実施予定の「第2期子ども・子育て支援計画」の策定資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

(2)調査概要

- 調査地域：清川村全域
- 調査対象者：「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者
- 調査期間：平成31年1月22日（火）～平成31年1月29日（火）
- 調査方法：保育園・幼稚園を通しての配布・回収。施設未利用者は郵送配布・郵送回収。

表2-9 調査概要

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	126	89	70.6%

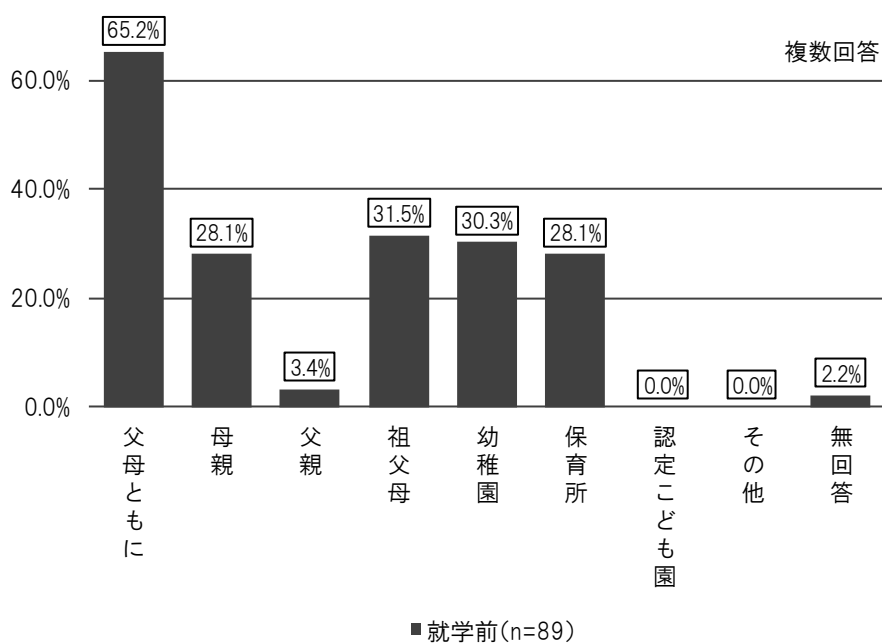
(3)調査結果の概要

①子どもの育ちをめぐる環境について

・子育てに日常的に関わっている方(施設)について

子育てに日常的に関わっている方(施設)についてみると、「父母ともに」が65.2%で最も高く、次いで「祖父母」が31.5%、「幼稚園」が30.3%となっています。

図2-4 子育てに日常的に関わっている方(施設)

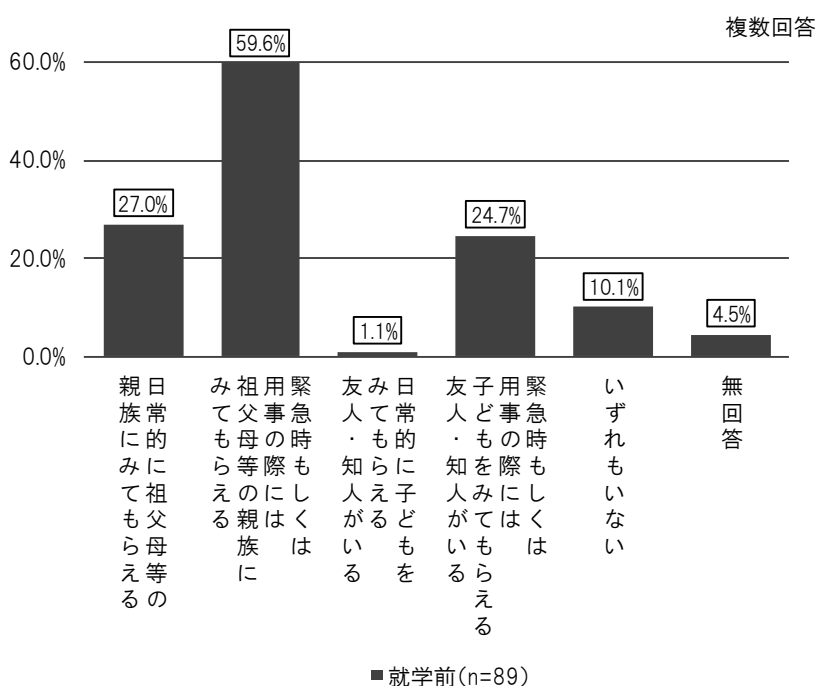


・日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が27.0%となっています。

一方で、「いずれもない」も10.1%となっています。

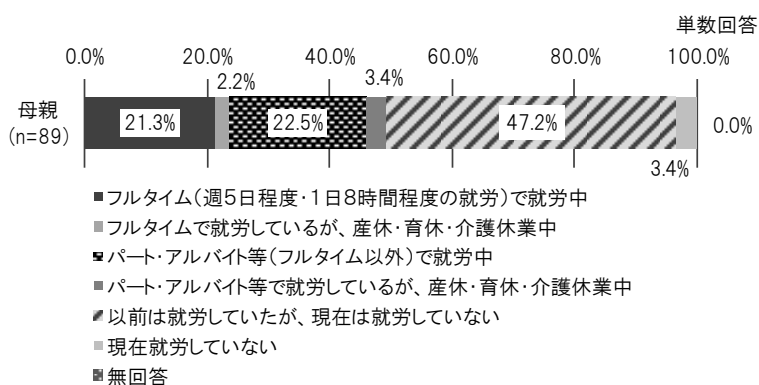
図2-5 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



②保護者の就労状況について

保護者の就労状況についてみると、母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が47.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）で就労中」「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労中」が2割台となっています。父親では75件の有効回答があり、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が96.0%と最も高くなっています。

図2-6 保護者の就労状況



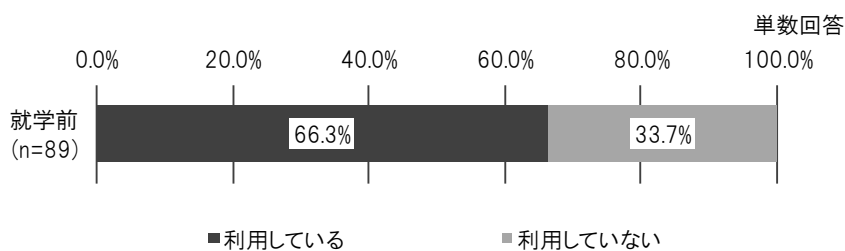
(無回答はありませんでした)

③平日の定期的な教育・保育の利用状況について

・現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無について

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が66.3%、「利用していない」が33.7%となっています。

図2-7 現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無

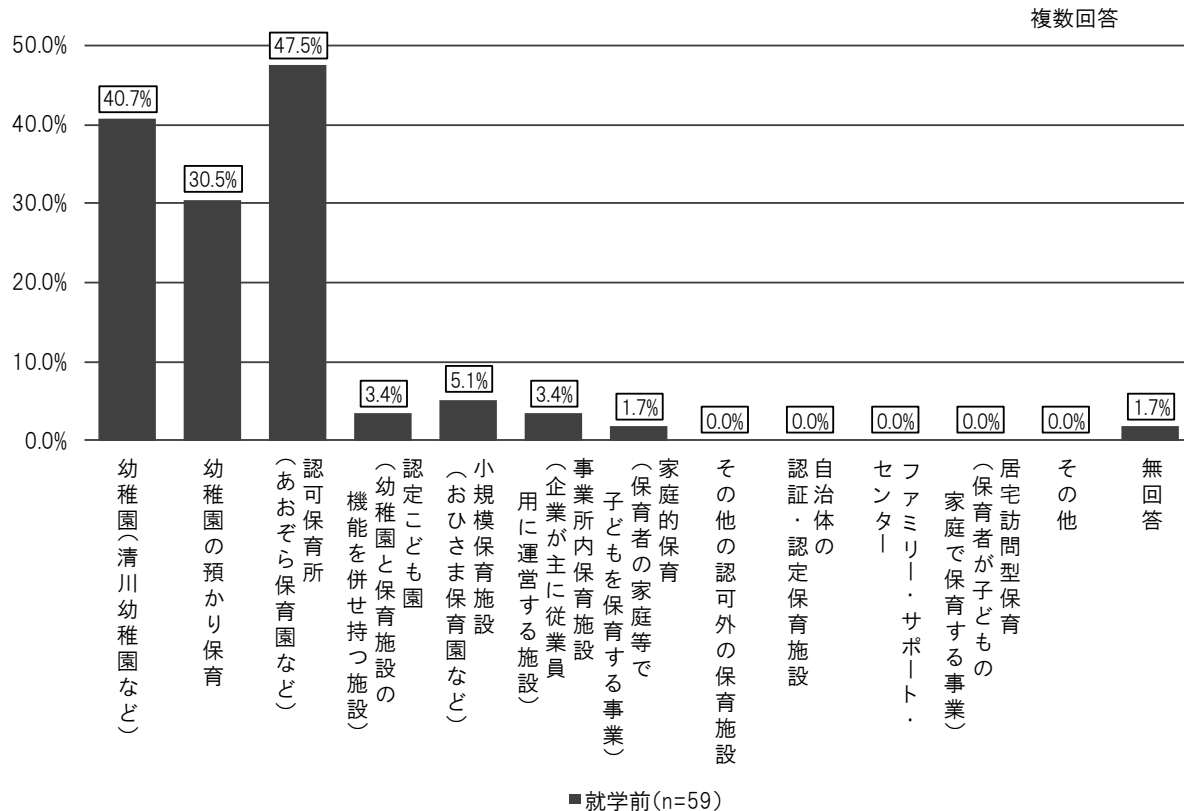


(無回答はありませんでした)

・利用している教育・保育事業の種類について

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育所(あおぞら保育園など)」が47.5%と最も高く、次いで「幼稚園(清川幼稚園など)」が40.7%となっています。

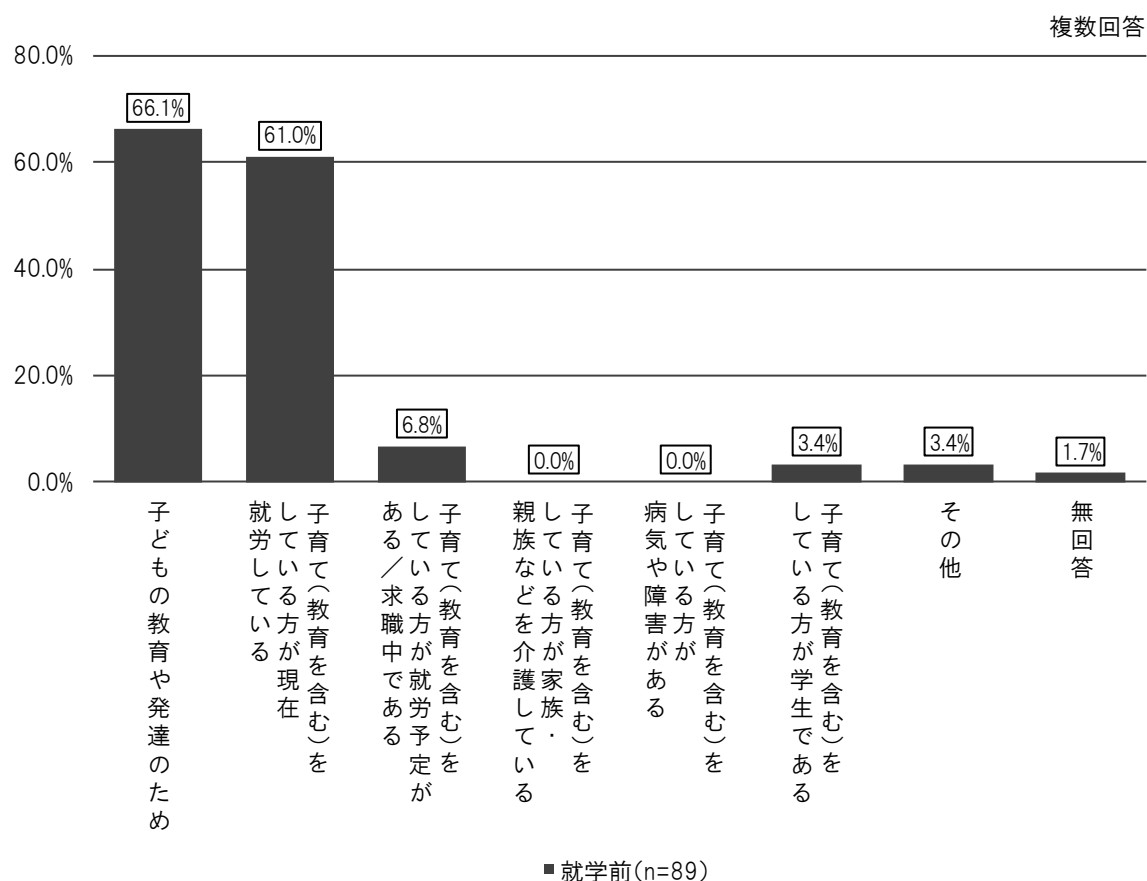
図2-8 利用している教育・保育事業の種類



・教育・保育事業を利用している主な理由について

平日、教育・保育事業を利用している主な理由についてみると、「子どもの教育や発達のため」が66.1%で最も高く、次いで「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が61.0%となっています。

図2－9 教育・保育事業を利用している主な理由

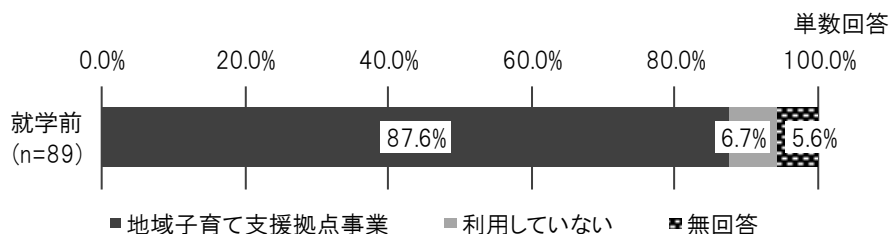


④地域の子育て支援事業の利用状況について

・地域子育て支援拠点事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、「地域子育て支援拠点事業」を利用しているが87.6%、「利用していない」が6.7%となっています。

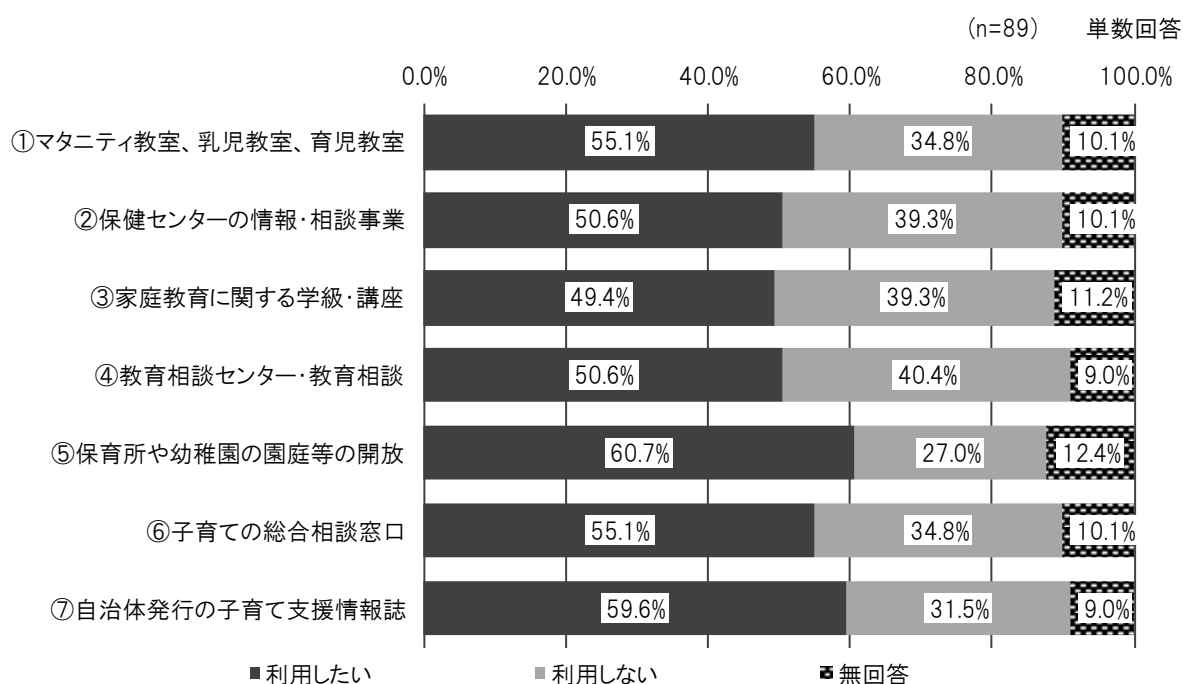
図2-10 地域子育て支援拠点事業の利用状況



・村が行う事業の今後の利用希望について

村が行う事業の今後の利用希望についてみると、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」が60.7%と最も高く、次いで「⑦自治体発行の子育て支援情報誌」が59.6%となっています。

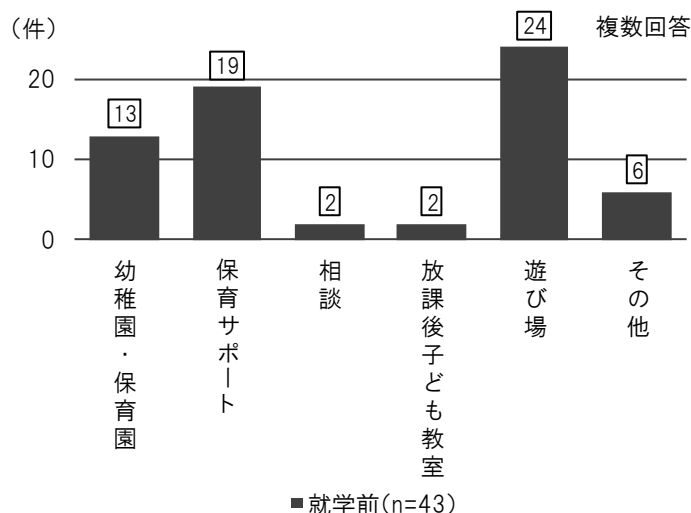
図2-11 村が行う事業への今後の利用希望



⑤自由意見について

自由意見については、「遊び場」に関するものが24件と最も多く、次いで「保育サポート」に関するものが19件となっています。

図2-12 自由意見について(件数)



自由意見の具体的な内容(抜粋要約)

①「幼稚園・保育園」に関するもの(13件)

- ・認定こども園を整備してほしい
- ・幼保小の連絡を密にしてほしい
- ・アクセスの改善（バス等の整備）をしてほしい

②「保育サポート」に関するもの(19件)

- ・おむつ代の補助を延長してほしい
- ・母子保健室の開放日や場所を増やしてほしい
- ・休日に子どもを預けられる場所がほしい
- ・ファミリー・サポートの制度を整備してほしい
- ・のびのび子育てサロンについての情報がほしい

③「相談」に関するもの(2件)

- ・母子保健室が毎日開放されていて、相談ができると行きやすくなる

④「放課後子ども教室」に関するもの(2件)

- ・長期休暇中など、食事のサポートがあればよい

⑤「遊び場」に関するもの(24件)

- ・公園の数や遊具（ブランコ等）を増やしてほしい
- ・未就学児が集まれるイベントや、図書館の行事などを増やしてほしい
- ・子どもたちだけで自由に遊べる場所が欲しい

⑥その他の意見(6件)

- ・地域の子どもの数が少ない
- ・自転車で行き来しやすい、安全な道路を整備してほしい

6. 子ども・子育て支援事業計画(第1期)の分析・評価

(1)「清川村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念、基本方針

「清川村子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～令和元年度)の基本理念、基本方針は次のようになっています。

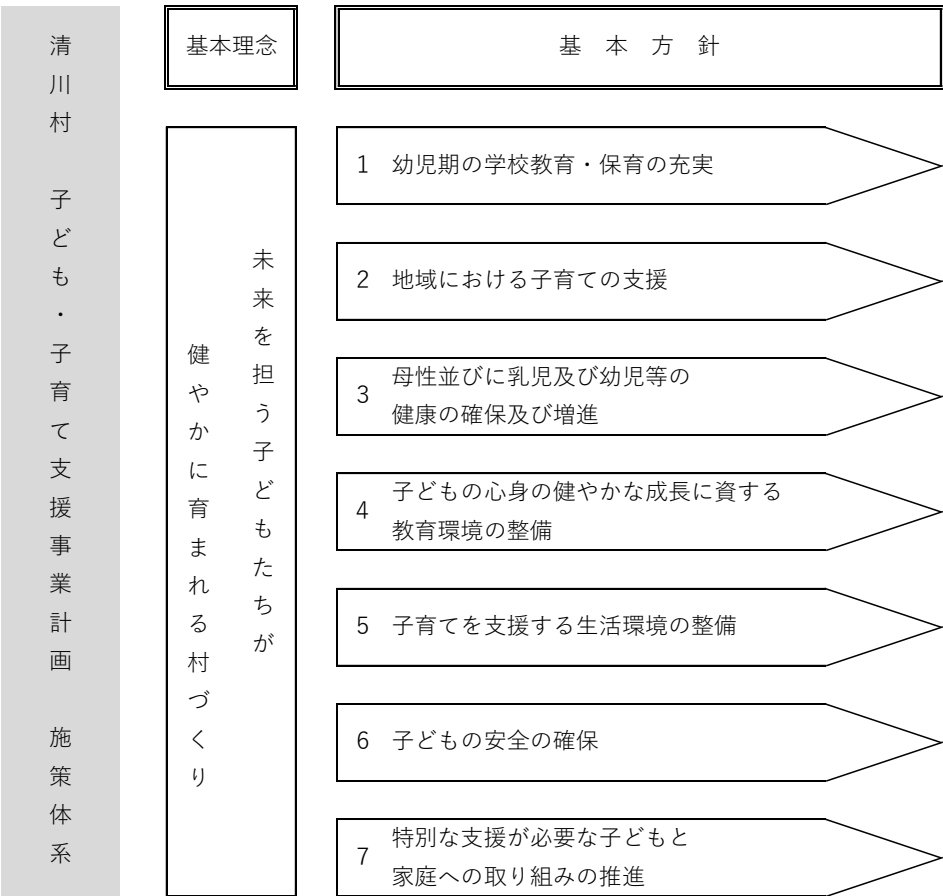
【基本理念】

未来を担う子どもたちが健やかに生まれ、
豊かな心と体を育む村づくり

本村では、平成17年に「次世代育成支援行動計画<前期計画>」を、平成22年に「次世代育成支援行動計画<後期計画>」を策定し、その基本理念を『次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、豊かな心と体を育む村づくり』としていました。

平成26年度を初年度とする第3次清川村総合計画においては、「水と緑の心の源流郷」を将来像に掲げ、施策の大綱の一つに『誇りを持って村を支える人づくりの推進』を進めることとし、“子どもは村の宝です。高い水準にある子育て・保育サービスのさらなる充実に努め、村の将来を担う子どもたちが輝くような施策を展開します。”としています。

このため、これまでの基本理念を踏襲しつつ、第3次清川村総合計画に沿った基本方針としました。



(2)事業の分析・評価

村で現在実施している「清川村子ども・子育て支援事業計画（第1期）」における、実施事業の平成30年度までの進捗状況は以下の通りで、年度により参加者の増減があるものの、概ね順調に進展しています。

平成31年度の実施予定についても全ての事業を継続的に実施しており、計画期間中においても、それぞれの事業について利用者の意向を反映しながら取り組んでいくこととします。

なお、それぞれの事業の実施内容については、第5章「子ども・子育て支援関連事業」において、【】に記載した基本目標・施策の箇所に掲載しています。

表2-10 事業の評価結果(その1)

事業名 【第5章掲載箇所】	指標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
【1. - (2) 子育て支援に関する助成等の充実】					
きよかわっ子誕生祝い金	支給者数	8名	11名	11名	12名
	支給金額	800,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,200,000円
子育て支援用品購入費助成事業	申請者数	51名	59名	52名	59名
	助成額	1,842,840円	1,665,842円	1,171,297円	2,371,500円
清川幼稚園給食費助成事業	利用児童数			28名	30名
	助成額			805,120円	822,110円
清川村小・中学校入学祝い金支給事業	支給者数	42名	51名	39名	41名
	支給金額	1,260,000円	1,530,000円	1,170,000円	1,230,000円
高等学校等通学費補助制度（バス定期）	支給者数	延べ136名	延べ130名	延べ151名	延べ125名
	支給金額	2,731,900円	2,423,100円	3,018,800円	2,462,200円
高等学校等通学費補助制度（自転車）	支給者数	3名	4名	5名	2名
	支給金額	60,000円	80,000円	100,000円	40,000円

表2-11 事業の評価結果(その2)

事業名 【第5章掲載箇所】	指標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
【1. - (3) 保育等のサービスの充実】					
保育所入所事業	該当施設数	3施設	4施設	7施設	7施設
	平成30年度:「あおぞら保育園」「にじいろ保育園」「みどり保育園」 「もみじ保育園」「玉川保育所」「中海岸保育園」「厚木でんえん幼稚園」				
放課後子ども教室事業	実施回数	90回	82回	90回	91回
	利用者数	延べ 902名	延べ 936名	延べ 907名	延べ 1,052名
	協力 指導員数	14名	14名	11名	7名
【1. - (4) 子育て支援のネットワークづくり】					
だっこらっこクラブ (子育て支援サークル)	会員数	20組	23組	31組	26組
	開催数	13回	14回	12回	12回
【2. - (1) 乳幼児期の子どもと親の健康の充実】					
小児任意インフルエンザ 予防接種費用助成事業	対象者数	272名	270名	328名	343名
	接種人数	延べ219名	延べ215名	延べ217名	延べ229名
	助成金額	219,000円	213,000円	217,000名	229,000円
乳幼児健康診査・ 栄養指導	受診者数	定期63名 定期外109名	定期51名 定期外87名	定期46名 定期外107名	定期72名 定期外129名
育児相談 (健康診査こあわせ実施)	相談者数	6名	1名	10名	7名
乳幼児歯科健康診査	受診者数	定期37名 定期外67名	定期46名 定期外45名	定期39名 定期外58名	定期57名 定期外70名
歯ッピーむしばゼロ	対象者数	277名	282名	269名	276名
	受診者数	26名	37名	18名	19名

表2-12 事業の評価結果(その3)

事業名 【第5章掲載箇所】	指標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
【2. - (2) 相談の場や一時預かりの充実による母子の健康の充実】					
マタニティ教室	開催数	2回	3回	3回	2回
	参加者数	妊婦3名 幼児2名	妊婦12名 幼児2名	妊婦7名 幼児3名	妊婦8名 幼児4名
乳児教室	開催数	4回	2回	2回	2回
	参加者数	大人12名 子ども12名	大人5名 子ども5名	大人14名 子ども14名	大人11名 子ども11名
幼児教室	開催数	6回	4回	4回	3回
	参加者数	大人18名 子ども23名	大人22名 子ども13名	大人29名 子ども29名	大人21名 子ども21名
子育てママリフレッ シュ事業 (一時預かり事業)	申請者数	17名	21名	11名	21名
	利用枚数	28枚	32枚	10枚	23枚
【2. - (5) 小児医療の充実】					
小児医療費助成事業	対象者	295名	308名	362名	380名
	助成額	9,160,818円	8,344,530円	9,145,467円	8,394,252円
	うち入院分	平成29年度より対象拡大		56,420円 (1件)	120,616円 (9件)
【6. - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進】					
ひとり親家庭等医療 費助成事業	対象者	12世帯 32名	12世帯 32名	14世帯 36名	19世帯 48名
	助成額	1,371,208円	1,232,918円	1,248,931円	1,409,545円
児童扶養手当	対象者	15世帯	12世帯	13世帯	17世帯
母子福祉手当	対象者	16世帯	16世帯	17世帯	16世帯
	助成額	285,000円	275,000円	300,000円	290,000円

7. 課題

(1)国全体の課題

視点① 少子化対策と社会環境の変化への対応

平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、我が国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されています。

また、ワークスタイルの変化や男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。これにより、子育ては父母や家庭内で完結するものではなく、職場や地域等の社会がそれぞれの立場で協力し合いながら進めていくという考え方が広がっています。

視点② 貧困対策・虐待防止などの支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」(平成 27 年)によると、我が国の 7 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。これを踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」について令和元年に改正する法律が施行されたとともに、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくために、平成 29 年に社会福祉法が改正されました。

また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。国では虐待防止などに関して、平成 28 年に児童福祉法の改正が行われ、また令和 2 年度にも児童福祉法及び児童虐待防止法の改正が予定されており、「体罰によらない子育て」の推進とともに、児童相談所や要保護児童対策協議会の機能・体制の強化が推進されています。

視点③ 待機児童解消と保育人材の確保

女性の就業率のさらなる上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、国では平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」が発表されました。このプランでは、令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消すること、令和 4 年度末までに女性の就業率 80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされています。また、保育の受け皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援など、総合的な対策が進められています。

(2)清川村の課題

視点① 少子化対策と社会環境の変化への対応

村の出生数は、平成 28 年に 12 人へと減少したものの、この 3 年間については増加傾向にあり、平成 30 年には 17 人となっています。今後も安心して子育てできる環境を整備することで、少子化の抑制を目指します。

また、アンケート調査においては、母親の就労状況のうち「フルタイム」の割合が 2 割を超え、地域全体で子育てに関わるつながりづくりが望まれています。事業の実績の中で「だっこらっこクラブ」の会員数は概ね増加傾向で推移しており、継続的な事業の実施が望まれています。

視点② 貧困対策・虐待防止などの支援が必要な子どもへの対応

村においては、施策「ひとり親家庭等の自立支援の推進」の中で医療費助成・手当等の事業を実施しており、実績についても一定の利用があります。本計画においても、継続的な事業の実施が望まれています。

また、虐待防止についても、国の方針を踏まえながら、早期発見のための取り組み等を進めていくことが望まれています。

視点③ 待機児童解消と保育人材の確保

村においては、平成 29 年度に小規模保育事業のおひさま保育園を開所するなど、待機児童 0 の継続に努めてきました。本計画期間においても待機児童 0 の維持とともに、これを支える保育人材の確保についても、国の動向を踏まえながら取り組みを推進することが望まれています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念

『未来を担う子どもたちが健やかに育まれる村づくり』

村では、平成 17 年策定の「次世代育成支援行動計画＜前期計画＞」、また平成 22 年策定の「次世代育成支援行動計画＜後期計画＞」において、その基本理念を『次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、豊かな心と体を育む村づくり』としていました。

また、平成 27 年策定の「子ども・子育て支援事業計画」においては、その基本理念を『未来を担う子どもたちが健やかに育まれる村づくり』としていました。

これは、平成 26 年度を初年度とする「第 3 次清川村総合計画」における将来像「水と緑の心の源流郷」や、子育て支援に関する考え方「子どもは村の宝です。高い水準にある子育て・保育サービスのさらなる充実に努め、村の将来を担う子どもたちが輝くような施策を展開します」を達成するために掲げられた方針であり、本計画期間においても継続的に取り組んでいくため、この基本理念を踏襲します。

Keyword: 育む 育てる 健やか 安心 子どものより良い育ちを実現 見守る
地域への愛着と誇り 豊かな自然を生かす

2. 基本的な方針

村の全ての子どもたちが健やかに、安心して教育・保育を受けることができ、保護者も周囲の協力を得て子育てができ、その喜びを感じることができる地域社会の実現を目指します。

また、出産から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することによって、安心して子育てできる村づくりを進めます。

(1) 地域における子育ての支援

地域における様々な子育て支援サービスを充実させることで、仕事をしながら子育てをしている家庭など全ての子育て家庭の育児負担の軽減を図るとともに、地域において児童が自由に遊ぶ、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康が確保されるように、各種健康診査や訪問・保健指導・相談事業、小児医療体制を充実させ、また、食育を推進して食を通じた豊かな人間性の形成・心身の健全育成を図るとともに、思春期における保健対策の充実を図ります。

(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手の子どもが、子どもを産み育てる意義を理解し、次代の親として主体的に生きていくために、また地域社会全体で子どもを育てるために、学校や家庭、地域の連携の下、教育環境づくりを推進し、教育力の向上を図ります。

(4)子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安全に安心して産み育てるために、ゆとりある生活空間の確保や安全で歩きやすい道路環境整備を推進し、また、子育て世帯にとって出かけやすい公園・公共施設の整備や子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備を推進していきます。

(5)子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、関係機関等の連携を強化し、交通安全教育の推進及び子どもが自分で自分を守るための教育や地域内のパトロール活動の充実を図り、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

(6)特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

全ての児童の健全な心身の成長及び社会的自立を促すために、関係機関との連携により児童虐待の防止や、障がい児の健全な発達・就学の支援、また、ひとり親家庭等の経済的支援や相談体制の充実等を図ります。

3. 基本施策体系

第5章に掲載する子ども・子育て支援関連事業について、6つの基本方針及び24の施策をもとに体系化すると、以下の通りです。

基本方針	施策	事業
1 地域における子育ての支援	1 子育て支援に関する情報提供の充実	育児に関する知識や情報の提供 1 事業日程の周知 2 地域マップの発行 3 情報提供の充実 4
	2 子育て支援に関する助成等の充実	きよかわっ子誕生お祝い金 5 子育て支援用品購入費助成（おむつ等購入費助成） 6 清川幼稚園給食費助成事業 7 清川村小・中学校入学祝い金支給事業 8 高等学校等通学費補助制度 9
	3 保育等のサービスの充実	保育環境の整備・確保 10 保育所入所事業 11 放課後子ども教室 12 放課後児童クラブ 13 新・放課後子ども総合プランの実施 14
	4 子育て支援のネットワークづくり	だっこらっこクラブ（子育て支援サークル） 15
	5 多様な主体が参加した子育て支援地域づくりの推進	高齢者との世代間交流イベントの実施 16 サロン活動における世代間交流と人材育成支援 17 児童・青少年の地域活動参画の促進 18
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 乳幼児期の子どもと親の健康の充実	母子健康手帳の交付 19 妊婦健康診査・歯科健康診査 20 小児任意インフルエンザ予防接種費用助成事業 21 乳幼児健康診査 22 乳幼児歯科健康診査 23 歯ッピーむしばゼロ 24
	2 相談の場や一時預かりの充実による母子の健康の支援	妊産婦訪問指導 25 こんにちは赤ちゃん事業（新生児・乳児家庭訪問事業） 26 育児相談 27 乳幼児健康相談 28 マタニティ教室 29 育児教室（乳児教室・幼児教室） 30 子育てママリフレッシュ事業 31
	3 食育の推進	子どもの食事に関する指導・相談 32 清川村食生活改善推進団体「もみじ会」の活動支援 33 栄養士による食育学習 34 健康的な食習慣づくり事業 35
	4 思春期保健対策の充実	学校における思春期保健対策の実施 36 思春期の心と体の健康づくりに関する啓発 37 関係機関の連携による思春期保健対策の実施 38 スクールカウンセラー等の設置 39 思春期保健に関する啓発の推進 40
	5 小児医療の充実	小児医療体制の確保 41 診療に関する情報の周知 42 小児医療費助成制度 43

基本方針	施策		事業		
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1	次代の親の育成	中学校における幼稚園との体験交流の実施	44	
			子育てサロン等における交流の推進	45	
			次代の親の育成に関する啓発	46	
	2	清川らしい学習の推進	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入	47	
			小中学校へのタブレット端末導入	48	
			自然環境を活用した教育プログラムの実施	49	
			国際理解教育の推進	50	
			職場体験活動の実施	51	
			教育における地域外人材の活用	52	
	3	幼・保・小・中の連携	行事における幼・保・小・中の連携	53	
			幼・保・小・中の連携のための情報交換の推進	54	
	4	家庭や地域の教育力の向上	家庭教育・地域教育に関する啓発	55	
			家庭教育学級等の実施	56	
4 子育てを支援する生活環境の整備	1	良質な住宅の確保	村営住宅の活用	57	
			借上型村営住宅の活用	58	
			住宅整備にかかる利子補給金の交付	59	
	2	安全な道路交通環境の整備	幹線道路の整備	60	
			生活道路の整備	61	
	3	安全安心のまちづくり・環境整備の推進	児童公園の安全点検	62	
			子育てしやすい施設整備	63	
			交通環境の整備	64	
	5 子どもの安全の確保	1	乳幼児の不慮の事故防止	子どもの事故防止啓発パンフレット	65
				事故防止や緊急時の対応についての啓発・指導	66
事故防止にかかわる学習機会の確保				67	
2		子どもの交通安全を確保するための活動の推進	交通安全に関する啓発活動	68	
			交通安全教室等の学習機会の確保	69	
			育児教室における交通安全に関する啓発活動	70	
3		子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	防犯ブザーの配布・集団登校の実施	71	
			きよかわ安全・安心情報ネットサービス	72	
			インターネット・スマートフォンの適切利用のための啓発	73	
			暴力から身を守るための学習の実施	74	
			あいさつ運動「ふれあいタイム」	75	
			防犯パトロール	76	
			かけこみOKの家	77	
	犯罪等の被害にあった子どもへの心のケアの実施		78		
6 特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進	1	児童虐待防止の充実	虐待に対するハイリスク児の早期発見	79	
			電子メールによる情報提供・相談	80	
			虐待防止に関する講習会等の実施	81	
			要保護児童対策連絡協議会の設置	82	
	2	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の相談・情報提供体制の整備	83	
			ひとり親家庭等に対する経済的支援	84	
			県と連携したひとり親家庭等への支援	85	
	3	障がい児や発達に心配がある児童への支援の充実	早期発見体制の確保	86	
			個性に応じた適切な教育の実施	87	
			進路指導体制の充実	88	
			障がい児等の就労の援助	89	
			障がい児等に対する地域の理解の促進	90	
			関係機関の連携による障がい児支援	91	
	4	外国籍の住民への対応	外国にルーツを持つ子どもへの支援	92	

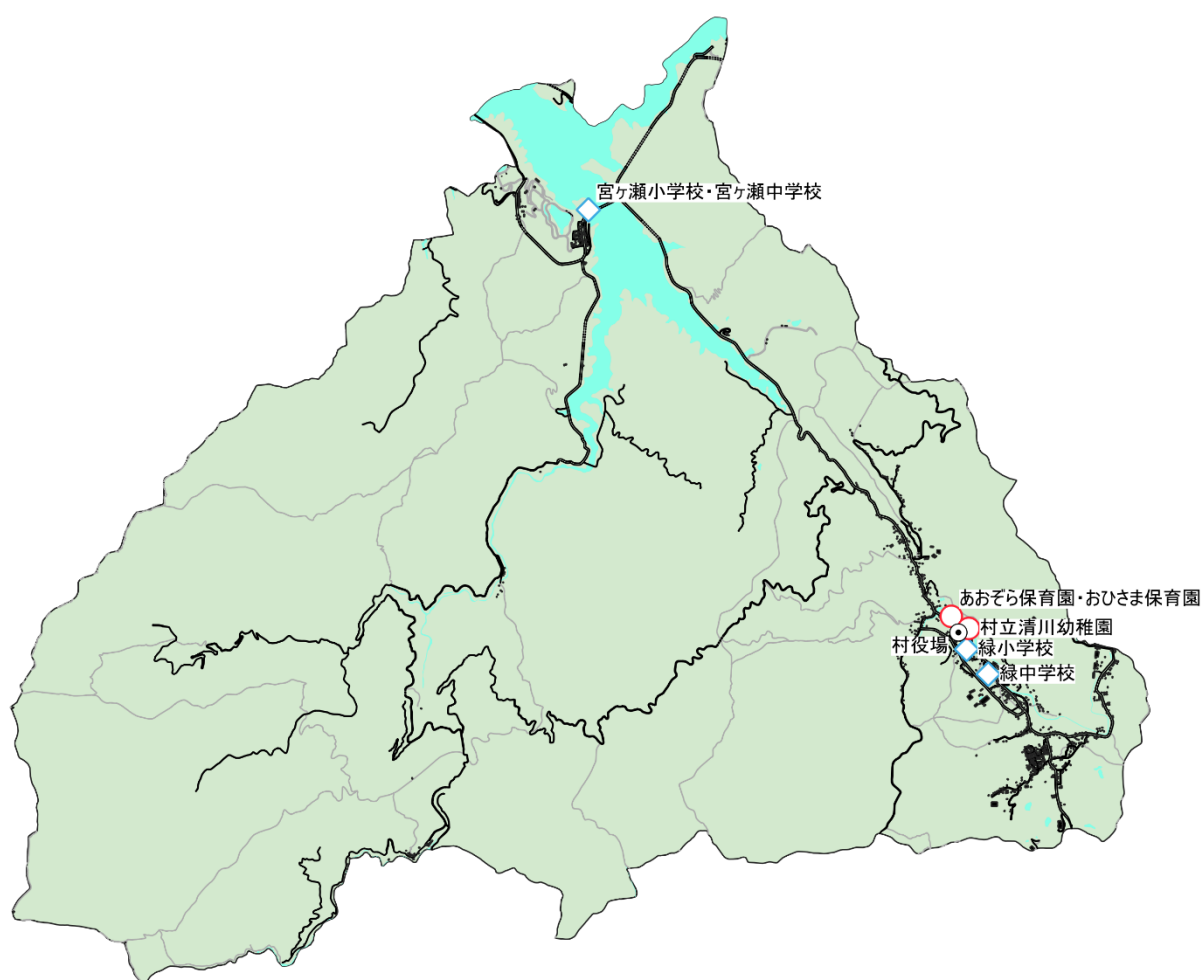
第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定します。

清川村の場合は、村全体を1つの区域として設定します。

図4-1 教育・保育提供区域



2. 計画期間中の子ども人口

計画期間中の子ども人口については、平成 31 年の 394 人から令和 6 年には 378 人へと、緩やかに減少する見込みです。実績値は、各年 3 月 31 日時点の住民基本台帳人口を記載しています。推計値は、この実績値を基に、コーホート変化率法を用いて算出したものです。

図4-2 計画期間中の子ども人口

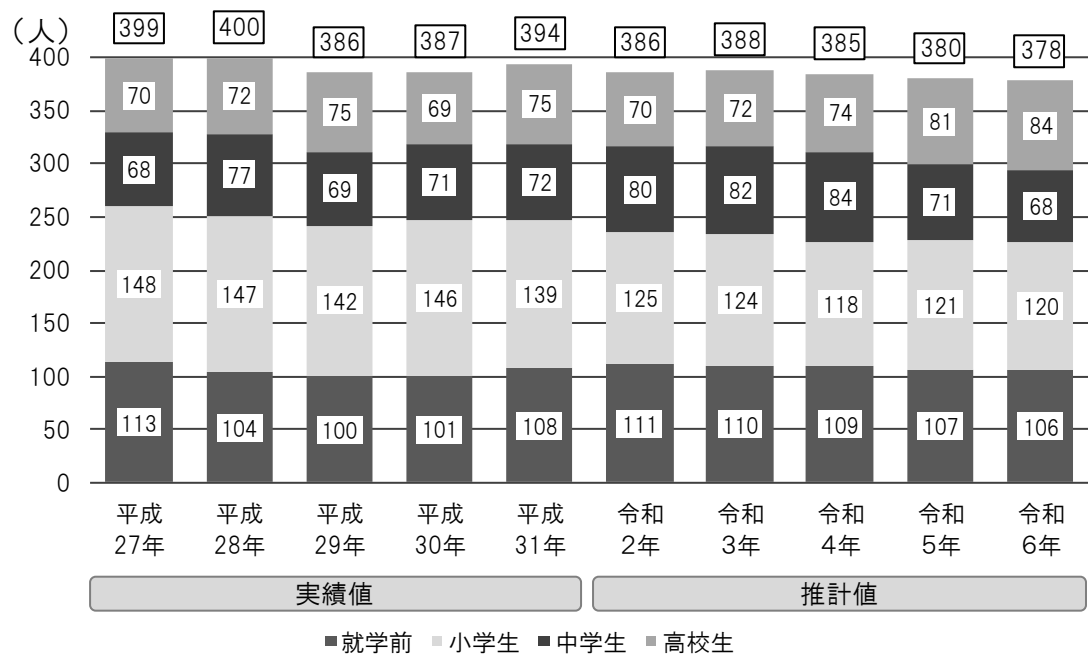


表4-1 計画期間中の子ども人口

単位：人（子ども人口の対人口比は％）

	実績					推計				
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
子ども人口	399	400	386	387	394	386	388	385	380	378
就学前（0～5歳）	113	104	100	101	108	111	110	109	107	106
0歳	18	12	11	13	18	13	13	13	13	13
1・2歳	34	34	31	30	34	38	37	32	30	30
3～5歳	61	58	58	58	56	60	60	64	64	63
小学生（6～11歳）	148	147	142	146	139	125	124	118	121	120
中学生（12～14歳）	68	77	69	71	72	80	82	84	71	68
高校生（15～17歳）	70	72	75	69	75	70	72	74	81	84
総人口	3,076	3,033	3,013	2,985	2,959	2,944	2,923	2,901	2,881	2,859
子ども人口の 対人口比	13.0%	13.2%	12.8%	13.0%	13.3%	13.1%	13.3%	13.3%	13.2%	13.2%

3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制

村は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。村に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育園の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定します。

①保育の必要性の認定区分

保育の必要性の認定をする区分は、子ども・子育て支援法に基づき、次の通りとします。

表4-2 保育の必要性の認定区分

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

②教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要性の認定の対象となる年度ごとの量の見込みと、その提供体制は以下の通りです。

表4-3 教育・保育の量の見込みと提供体制（令和2・3年度）

単位：人

			令和2年度					令和3年度					
			1号	2号		3号		1号	2号		3号		
				幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	その他	0歳	1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	その他	0歳	1・2歳	
量 の 見 込 み	自市町村 の子ども	自市町村施設を 利用予定の子ども	38	0	20	1	15	38	0	19	1	15	
		他市町村施設を 利用予定の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他市町村の子ども		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	量の見込み 合計 (①)		38	0	20	1	15	38	0	19	1	15	
確 保 方 策	特定教育 ・ 保育施設	自市町村 施設	自市町村の 子どもの受け入れ	45	0	17	3	10	45	0	17	3	10
			他市町村の 子どもの受け入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他市町村施設での 受け入れ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育	自市町村 施設	自市町村の 子どもの受け入れ			2	4			2	4		
			他市町村の 子どもの受け入れ			0	0			0	0		
		他市町村施設での 受け入れ				0	0			0	0		
	確保方策 合計 (②)			45	17	5	14		45	17	5	14	
	供給と需要の差 (②)－(①)				7	▲3	4	▲1		7	▲2	4	▲1

表4-4 教育・保育の量の見込みと提供体制(令和4～6年度)

単位：人

				令和4年度					令和5年度				
				1号	2号		3号		1号	2号		3号	
					幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	その他	0歳	1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	その他	0歳	1・2歳
量 の 見 込 み	自市町村 の子ども	自市町村施設を 利用予定の子ども		38	0	19	1	13	38	0	19	1	12
		他市町村施設を 利用予定の子ども		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他市町村の子ども			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	量の見込み 合計 (①)			38	0	19	1	13	38	0	19	1	12
確 保 方 策	特定教育 ・ 保育施設	自市町村 施設	自市町村の 子どもの受け入れ	45	0	17	3	10	45	0	17	3	10
			他市町村の 子どもの受け入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他市町村施設での 受け入れ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育	自市町村 施設	自市町村の 子どもの受け入れ			2	4			2	4		
			他市町村の 子どもの受け入れ			0	0			0	0		
		他市町村施設での 受け入れ				0	0			0	0		
	確保方策 合計 (②)				45	17	5	14		45	17	5	14
	供給と需要の差 (②)-(①)				7	▲2	4	1		7	▲2	4	2

				令和6年度				
				1号	2号		3号	
					幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	その他	0歳	1・2歳
量 の 見 込 み	自市町村 の子ども	自市町村施設を 利用予定の子ども	38	0	17	1	12	
		他市町村施設を 利用予定の子ども	0	0	0	0	0	
	他市町村の子ども		0	0	0	0	0	
	量の見込み 合計 (①)		38	0	17	1	12	
	確 保 方 策	特定教育 ・ 保育施設	自市町村 施設	自市町村の 子どもの受け入れ	45	0	17	3
他市町村の 子どもの受け入れ				0	0	0	0	0
他市町村施設での 受け入れ			0	0	0	0	0	
地域型 保育		自市町村 施設	自市町村の 子どもの受け入れ				2	4
			他市町村の 子どもの受け入れ				0	0
		他市町村施設での 受け入れ					0	0
確保方策 合計 (②)				45	17	5	14	
供給と需要の差 (②)－(①)				7	0	4	2	

今後5年間についても、引き続きニーズに対する提供体制を確保できる見通しです。年度途中での利用ニーズの増については、村独自の事業である保育士1人分を加配するための補助事業の実施において対応します。

また、特別な支援が必要な子どもを受け入れる必要が生じたときは、体制の整備を行います。

③3号認定に関する保育利用率の目標値の設定

村では、村内のあおぞら保育園、おひさま保育園において、3号認定の提供体制を整備しています。

村内の3号認定に該当する子どもがあおぞら保育園、おひさま保育園への入園を希望する場合で定員を超えた場合には、職員を一時的に増加するなど、必要な対応を行うこととします。そのため、保育利用の希望者に対する保育利用者の割合である保育利用率は、100%を目標値とします。

表4-5 3号認定に関する保育利用率の目標値

単位：人（保育定員数の割合・保育利用率の目標値は%）

	実績	推計				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0-2歳の児童人口推計	52	51	50	45	43	43
3号認定の利用定員数	19	19	19	19	19	19
保育定員数の割合	36.5%	37.3%	38.0%	42.2%	44.2%	44.2%
保育利用率の目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%

④対象施設

保育の必要性の認定の対象となる施設は「子ども・子育て支援法」で定められた、次の施設になります。このうち、村で該当するのは、②幼稚園、③保育所、⑤小規模保育になります。

表4-6 保育の必要性の認定の対象となる施設

①認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。
②幼稚園	満3歳から小学校入学までの幼児を対象とした、義務教育及びその後の教育の基礎を培うための施設です。
③保育所	保護者の委託を受けて、保育が必要な乳児・幼児を保育することを目的とする施設です。
④家庭的保育	満3歳未満児を対象に家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）で、きめ細かな保育を実施する事業です。
⑤小規模保育	満3歳未満児を対象に少人数（定員6～19人）で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施する事業です。
⑥居宅訪問型保育	障がい・疾患などで個別ケアが必要な場合などに、保護者の自宅にて1対1で保育を行う事業です。
⑦事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。

4. 地域子ども・子育て支援事業

村は、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

村に居住する子どもについて、各事業の「現在の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定します。

表4-7 地域子ども・子育て支援事業の一覧

①利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
⑦ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
⑩病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。
⑪放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

(1)利用者支援事業

子育て世代が安心して妊娠、出産及び子育てができる環境を整備し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制の構築を図るため、情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

【現在の清川村の取り組み】

① 村保健福祉課窓口〔保健福祉課〕

保健福祉課が窓口となって、住民の様々な相談の対応や、各種情報の発信を行います。

② 清川村健康相談24〔保健福祉課〕

電話番号：0120-288-132（通話無料・24時間年中無休）

夜間、子どもが急に熱を出したときの対処やケガの応急手当てなどについて、フリーダイヤルで24時間、ヘルスカウンセラーが対応を行います。医療機関や専門外来などの案内、妊娠・出産・育児などの相談や健康相談等に、分かりやすくアドバイスします。

③ 教育相談〔教育委員会事務局〕

教育委員会において村立の幼稚園、小学校、中学校に在籍する子ども及び保護者に対して教育に関する相談活動を行い、より良い教育活動を行える体制の整備を図ります。

○相談内容	(1) 学校生活…不登校、いじめ、人間関係、 学習の遅れ、進路 など (2) 成長………発達、学習、言葉の発達 など
○面談日	毎月第4水曜日／午前9時から正午、午後1時から午後5時 (1回の面談は、1時間以内)
○実施場所	清川村生涯学習センターせせらぎ館
○対象者	村立の幼稚園、小学校、中学校に在籍する子ども及び保護者

【量の見込みと確保方策】

利用者支援事業をを保健福祉課および教育委員会において、継続的に実施するとともに、内容の充実や職員のさらなる能力向上に努めます。

表4-8 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策 (基本・特定型)	か所	—	—	—	—	—
確保方策 (母子保健型)	か所	1	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

村外から転入された方の中には地域とのつながりが弱い方もいらっしゃることを踏まえ、現在実施しているのびのび子育てサロンの拡充を行うとともに、母子保健室の開放を実施します。

【現在の清川村の取り組み】

新規

① 清川村子育て世代包括支援センター（きよりゅんすくすく広場）[保健福祉課]

清川村子育て世代包括支援センターが窓口となって、子育て世帯が安心して妊娠・出産及び子育てできる環境を支援します。

② のびのび子育てサロン[保健福祉課]

乳幼児（小学校入学前まで）の保護者の育児不安の軽減や保護者間の交流による仲間づくりなどの育児支援を行います。

- 内容 保育士、保健師による育児相談、絵本の読み聞かせなど遊びの指導
- 費用 無料
- 日時 水曜日（年5回） 午前10時から12時（原則）
- 実施場所 村保健福祉センターやまびこ館
- 対象者 乳幼児及びその保護者等

③ 母子保健室の開放[保健福祉課]

- 内容 乳幼児及び保護者が来所して遊びや交流を図る。
- 日時 月・木曜日（但し木曜日は不定期）
午前10時から午後5時まで
- 実施場所 村保健福祉センターやまびこ館 母子保健室
- 対象者 乳幼児及びその保護者等

【量の見込みと確保方策】

平成29年度には子ども88人（大人80人）、平成30年度には子ども50人（大人39人）の参加がありました。これを踏まえ、参加回数について以下の通り量の見込みを推計し、計画期間中においても継続的に事業を実施します。

表4-9 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	回	88	90	90	90	90
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦中の疾病や異常を早期に把握し、安全で健やかな出産ができるよう医療機関との連携を図り、妊婦の保健指導の充実を図ります。

【現在の清川村の取り組み】

① 妊婦健康診査・歯科健康診査〔保健福祉課〕

母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の保持増進を目的として、妊婦健康診査最大 14 回と歯科健康診査 1 回分について受診補助券を交付します。

事業の周知に向けた取り組みとして、母子健康手帳の交付時に保健師の面接により健診の受診方法などについて説明し、適切な時期の受診についての助言を行うとともに、妊婦の健康相談を実施します。

また、妊産婦の不安やストレス等の心の問題に適切な対応ができるよう、保健師による訪問指導や相談等の支援体制の充実を図るとともに、転入者や外国人、慢性疾患などの要因により育児負担の大きい親に対して、きめ細かな支援を行います。

○内容	妊婦健康診査にかかる 14 回分の受診補助券を交付 (最大 64,000 円分) 妊娠中に 1 回無料で歯科健康診査の受診が可能
○診査項目	妊婦健診…基本診察、尿検査、血液検査等 歯科健診…歯と歯ぐきの診察、唾液検査等
○費用	無料（村負担）
○実施場所	神奈川県産科婦人科医会協力医療機関及び村妊婦歯科健診実施医療機関

【量の見込みと確保方策】

平成 30 年度には 212 回（29 人、他に償還払い 7 回）の利用がありました。これを踏まえ、量の見込みを推計し、計画期間中においても継続的に事業を実施します。

表4－10 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	回	217	217	217	217	217
確保方策	回	217	217	217	217	217

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。生後2か月未満の新生児・乳児を対象として、引き続き実施します。

【現在の清川村の取り組み】

① 新生児・乳幼児・未熟児訪問（新生児訪問）[保健福祉課]

生後2か月未満の全新生児・乳児・未熟児に対して保健師による訪問を行うことで、子どもの発育・発達状態の確認、母子健康手帳の説明や必要な保健指導を実施します。

訪問においては、乳幼児健康診査や予防接種の受け方についても説明しています。

- | | |
|------|-----------------------|
| ○内容 | 個別訪問による育児相談及び指導 |
| ○日時 | 随時 |
| ○対象者 | 生後2か月未満の新生児・乳児及びその保護者 |

② ブックスタート [保健福祉課]

乳児と保護者が言葉を交わしながら楽しいひとときを持つことができるよう、乳幼児健康診査において満4か月児の保護者に対してブックスタートパック（絵本2冊、イラストアドバイス集、おすすめ赤ちゃん絵本リストなど）を手渡し、ブックスタートの趣旨や子育てに関するメッセージを伝えます。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| ○内容 | 絵本などが入ったブックスタートパックを配付（1回のみ） |
| ○日時 | 4か月健診とあわせて実施 |
| ○実施場所 | 村保健福祉センターやまびこ館 |
| ○対象者 | 4か月健診の対象乳児と保護者 |

【量の見込みと確保方策】

今後5年間についても、量の見込みに対して確実に実施できる体制を整えていきます。

表4-11 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	回	13	13	13	13	13
確保方策	回	13	13	13	13	13

(5)養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。

【現在の清川村の取り組み】

養育を支援する必要がある家庭に対して、保健師による養育に関する相談、指導及び助言を行っています。

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業では、神奈川県や関係機関・施設と連携を図る体制を整備しています。

【量の見込みと確保方策】

これまで事例は多くありませんが、対応が必要なケースが発生した場合に、確実に対応できる体制の整備を行います。

表4－12 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	1	1	1	1	1
確保方策	人	1	1	1	1	1

(6)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】です。

【現在の清川村の取り組み】

具体的な制度、事業はありませんが、神奈川県や関係機関・施設と連携を図る体制を整備しています。

【量の見込みと確保方策】

これまでの実績やニーズ調査での要望がなかったことから、量は見込んでいませんが、今後、必要な事態になった場合は、速やかに必要な対応を行います。

表4-13 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	回	0	0	0	0	0
確保方策	回	0	0	0	0	0

(7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現在の清川村の取り組み】

村においては、現在実施していません。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査でも希望があったことから、令和3年度以降の事業実施に向けて、実施方法・内容を含めた検討を行います。

表4-14 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	9	9	9	9	9
確保方策	人	—	—	—	—	—

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【現在の清川村の取り組み】

① 清川幼稚園預かり保育

○内容	育児に伴う心理的・肉体的な負担の軽減や、保護者の通院・入院、親族の冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な方、一時的にリフレッシュしたいときにお子さんを一時的に預かります		
○費用	有料		
	学期中	午前 11 時～午後 5 時	600 円
		正午 ～午後 5 時	500 円
		午後 2 時～午後 5 時	300 円
	長期休業中	午前 9 時 ～午後 5 時	800 円
		午前 9 時 ～正午	300 円
		午後 1 時 ～午後 5 時	400 円
○日時	月～金曜日 降園時間～午後 5 時まで (土、日曜、祝日、年末年始などは実施していません)		
○実施場所	清川幼稚園内		
○対象者	清川幼稚園に在園する児童（3 歳児は、入園日から）		

② あおぞら保育園一時預かり

○内容	育児疲れでリフレッシュしたい方や保護者の通院や入院、家族の介護などの理由で家庭での保育が困難な方のお子さんを一時的に預かります		
○費用	年齢や時間によって異なります。 半日（4 時間）利用 800 円～1,600 円 延長 1 時間ごとに 200 円～400 円		
○日時	月～金曜日 午前 8 時半～午後 4 時半のうち 4 時間 (1 時間ごとの延長があります) (土、日曜、祝日、学年始学年末、年始などは実施していません)		
○実施場所	あおぞら保育園内		
○対象者	生後 6 か月～小学校入学前の児童		

【量の見込みと確保方策】

平成 30 年度には①幼稚園の預かり保育で 793 人、②保育園の一時預かりで 54 人の利用がありました。また、国においては子ども・子育て新制度への移行が進んでおり、条件の緩和など国の動向に合わせてニーズが変化する可能性があります。

これを踏まえ、利用率の増加も見込んで量の見込みを推計していますが、計画期間中においても定期的な見直しのもと、継続的に事業を実施します。

表4－15 一時預かり事業の量の見込みと確保方策

① 幼稚園	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	回	906	906	906	906	892
確保方策	回	906	906	906	906	892

② 保育園	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	回	93	93	92	90	89
確保方策	回	93	93	92	90	89

(9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【現在の清川村の取り組み】

あおぞら保育園において、平日午前 7 時～8 時半までと、午後 4 時半から 7 時までの延長保育を実施しています。ただし、午後 6 時半以降については 1 回 300 円としています。

【量の見込みと確保方策】

平成 30 年度には延べ人数 1,051 回（実利用人数は 19 人）の利用がありましたが、過去 4 年間の中で、年度によっては 30 人近い実利用人数がありました。これを踏まえ、量の見込みを推計し、計画期間中においても継続的に事業を実施します。

表4－16 延長保育事業の量の見込みと確保方策

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	30	30	30	30	29
	回	1,201	1,201	1,201	1,201	1,183
確保方策	人	30	30	30	30	29
	回	1,201	1,201	1,201	1,201	1,183

(10)病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【現在の清川村の取り組み】

村においては、現在実施していません。

【量の見込みと確保方策】

現在、実施していない事業であり、実施に向け周辺市町村との連携も模索することとします。

なお、量の見込みについては、病児・病後児事業とファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業に限る）の両方の分を含んでいます。

表4－17 病児保育事業の量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	回	98	97	96	95	94
確保方策	回	—	—	—	—	—

(11)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊び場及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【現在の清川村の取り組み】

① 放課後児童クラブ〔保健福祉課〕

就労等により保護者が家庭にいない児童のために、授業の終了後に適切な遊び場及び生活の場を確保し、その児童の健全な育成を図ることを目的として実施します。

○内容	指導員が「集団による遊びを通じた生活指導」や「交通事故防止などの安全指導」などの育成支援を行います。
○費用	放課後児童クラブ保育料／月額 6,000 円 おやつ代、教材費等／月額 2,000 円（夏休みのみ別途負担あり） 放課後児童クラブ傷害保険料／年額 1,800 円 早朝・延長保育料／1 回 100 円（月締め上限 1,000 円）
○日時	月～金曜日 ⇒ 学校終了後から午後 6 時半まで 春休み、夏休み、冬休み（年末年始を除く）、祝日及び振替休日 ⇒ 午前 8 時半から午後 6 時半まで 早朝保育 ⇒ 午前 8 時から 8 時半まで 有料（1 日開所日のみ） 延長保育 ⇒ 午後 6 時半から 7 時まで 有料
○実施場所	村保健福祉センターひまわり館 2 階・ボランティア活動室
○対象者	小学校 1 年生から 6 年生までの児童 ※清川村立小学校に在籍し、保護者の就労、疾病及びその他の理由により、放課後等家庭において保育を受けられない方で、かつ集団生活を営む上で著しく支障のない方

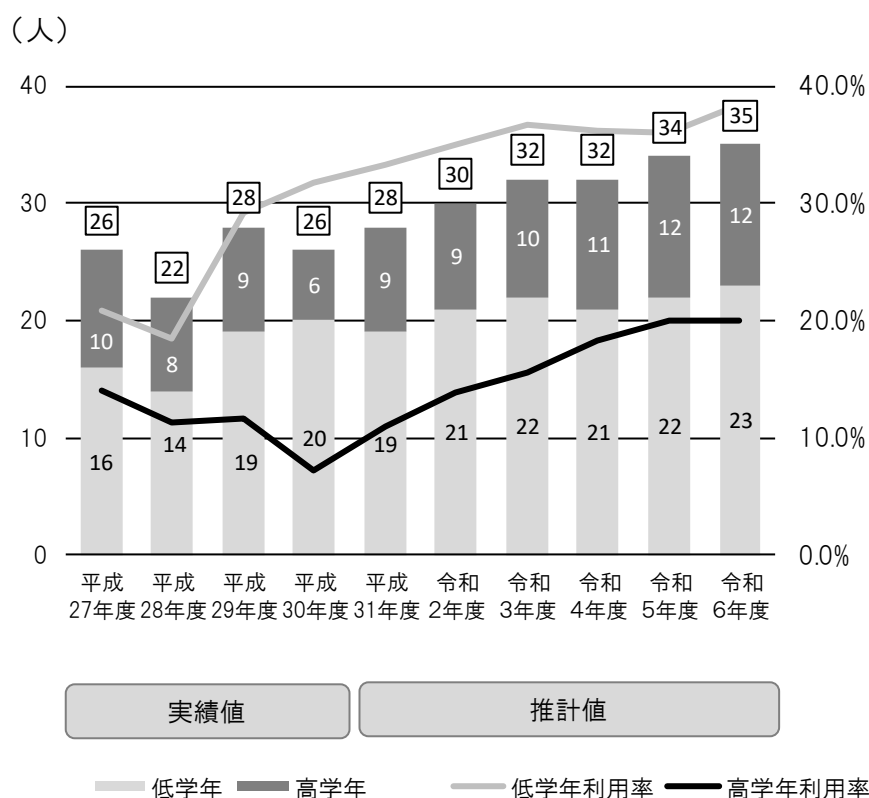
【量の見込みと確保方策】

平成 28 年度以降、利用率の上昇がみられ、計画期間中においてもこの上昇傾向が続いた場合の量の見込みとしています。今後についても、社会環境や就労スタイルの変化に対応しながら、継続的な事業の実施により安心できる居場所の確保を行います。

表4－18 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策

	単位		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1 年生	人	7	7	7	8	8
	2 年生		8	7	7	7	8
	3 年生		6	8	7	7	7
	4 年生		4	5	6	5	5
	5 年生		3	2	3	4	3
	6 年生		2	3	2	3	4
	合計		30	32	32	34	35
確保方策	合計	人	30	32	32	34	35

図4－3 放課後児童クラブの量の見込みと利用率



(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現在の清川村の取り組み】

① 就学援助制度〔教育委員会事務局〕

子どもが小・中学校で楽しく勉学に励むことができるよう、対象の世帯の方に学用品費や学校給食費などの一部を援助する制度です。

○内容 学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学学用品費、修学旅行費を対象として援助を行います。

○対象者

- ・生活保護が廃止になった方
- ・村民税、個人事業税、固定資産税のうち、いずれかが非課税または、減免・免除を受けた方（地方税法第 295 条第 1 項、同 323 条、同 72 条の 62、同 367 条による措置）
- ・国民年金、国民健康保険のうち、いずれかの保険料の減免・免除を受けた方
(国民年金法第 89 条、同 90 条、国民健康保険法第 77 条による措置)
- ・児童扶養手当の支給を受けた方（児童手当とは異なります）

【量の見込みと確保方策】

平成 30 年度では、小学生 9 名、中学生 6 名の対象があり、これを踏まえ量の見込みを推計します。

表4－19 就学援助制度の見込みと確保方策

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	小学生	人	8	8	7	7	7
	中学生	人	7	7	7	6	6
確保方策	小学生	人	8	8	7	7	7
	中学生	人	7	7	7	6	6

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、事業の実施を検討していく他の事業の検討とあわせて、多様な事業者の活用等、特定教育・保育施設に関する調査研究の体制を整えていきます。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

(1)認定こども園の普及に係る考え方

幼稚園と保育所の両方の機能を持ち、保育に対するニーズと幼児教育のニーズの両方に対応できる認定こども園について、調査・研究を行います。

(2)幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項

幼保の交流を推進するため、幼稚園教諭と保育士の合同研修会等の開催を検討します。

(3)質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業提供に係る考え方・推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう関係機関と連携して取り組みます。

(4)幼稚園・保育所・小学校及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策

幼児期の学校教育・保育施設から小学校への接続に関しては、幼稚園、保育所、小学校及び地域型保育事業を行う者等の連携した取り組みの強化や円滑な接続のための連絡会議の開催、職員の交流を推進します。「第5章 子ども・子育て支援関連事業 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (3) 幼・小・中の連携」に詳細を記載しています。

6. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、提供体制の確保を行います。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な給付の実施体制を確保するとともに、保護者の負担についても軽減できるよう、実施方法や神奈川県との連携について検討します。

8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、神奈川県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

「第5章 子ども・子育て支援関連事業 6. 特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進」に詳細を記載しています。

9. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活調和の実現をするために、働き方の見直しを図るなど、神奈川県、地域の企業、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

また、あおぞら保育園での延長保育やひまわり放課後児童クラブなどを充実させることにより、多様な就労形態に対応した子育て支援を進めていきます。

さらに、村民と行政が共に進める村づくりとして男女共同参画の実現に向けた村づくりをめざします。

第5章 子ども・子育て支援関連事業

第5章では、それぞれの基本方針について現状と課題について分析をしたうえで、これを踏まえた今後の清川村の子ども・子育て支援関連事業の、取り組みの方向性・内容について記載しています。

1. 地域における子育ての支援

現状と課題

国においては『我が事』『丸ごと』の地域づくりを推進しており、地域共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

アンケート調査においては、自分自身の子育てが地域の人々や地域社会に支えられていると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は8割を超えています。一方で、相談できる場所の有無について、「いない／ない」が5.6%と、少ないものの一定数みられます。

これらを踏まえて、地域のネットワークづくりを強化するとともに情報提供の充実を図ることで『我が事』『丸ごと』の地域づくりを進めます。

取り組みの方向性と内容

(1)子育て支援に関する情報提供の充実

【取り組みの方向性】

子育て家庭がより地域と連携して子育てができるよう、情報提供の充実を図ります。

【取り組みの内容】

○ 「育児に関する知識や情報の提供」

乳幼児健康診査実施時に、育児情報を掲載したパンフレットを配付することで、育児に関する知識や情報を提供します。

○ 「事業日程の周知」

清川村健康カレンダーの配布や、広報等を通して、各種事業の日程などを周知します。

○ 「地域マップの発行」

遊び場や散歩できる道路等が掲載された地域マップを発行することで、転入者など地域とのかかわりが薄い方が、地域とかかわるきっかけを創出します。

○ 「情報提供の充実」

既存の情報伝達手段について、利用者のニーズを踏まえて内容を充実するとともに、ホームページへの育児情報の掲載等新しい情報伝達手段についても検討を行います。

(2)子育て支援に関する助成等の充実

【取り組みの方向性】

経済的な支援を行うことで、子育ての負担感を軽減し、子どもの成長を支えます。

【取り組みの内容】

○ 「きよかわっ子誕生お祝い金」

清川村で生まれた子ども 1 人につき 10 万円の祝い金を支給し、子どもの健やかな成長発達を支援します。(住居地に要件があります。)

○ 「子育て支援用品購入費助成（おむつ等購入費助成）」

紙おむつ・布おむつ・おしりふき・トイレトレーニング用品を対象に、1 か月 4,500 円を上限として助成を行い、養育者の経済的負担の軽減を図ります。
(0 歳から 2 歳 6 か月の子どもが対象です。)

○ 「清川幼稚園給食費助成事業」

保護者が支払った給食費について、学期ごとに全額を償還することで助成します。

○ 「清川村小・中学校入学祝い金支給事業」

小学校・中学校の入学祝い金として、児童・生徒 1 人につき 3 万円の祝い金を支給し、次代を担う児童・生徒の健全な育成を支援します。

○ 「高等学校等通学費補助制度」

村内に住所を有し、高等学校等へ通学する生徒の保護者に対し、2 種類の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。

① 高等学校等通学費補助金（バス定期）

バスにより通学している生徒の、3 か月又は期間調整定期（3 か月を超えて買うことのできる定期）購入代金の 5 割を補助します

② 高等学校等通学用自転車購入費補助金

自転車通学するために自転車本体を購入した場合の購入費用について、2 万円を上限として補助します。ただし、2 万円未満の自転車購入の場合は、その額を補助します。
(在学中 1 回のみとなります。)

(3)保育等のサービスの充実

【取り組みの方向性】

多様なニーズに応えるために、保育環境の整備を行い、支援の充実を図ります。

【取り組みの内容】

○ 「保育環境の整備・確保」

(第4章に記載しています)。

○ 「保育所入所事業」

近隣市町の認可保育所への入所を希望される方の、申し込みの手続きを行います。

○ 「放課後子ども教室」

放課後子ども教室は、子どもたちの居場所として、小学生の放課後の時間を利用し、学習やスポーツ、体験活動等を通して、異年齢児間の交流を促進するとともに、子どもたちの創造性、自主性及び社会性を養い、学力向上と健全な育成を図ることを目的として実施します。

実施内容の詳細については、以下の通りです。

- 内容 (1) 学習(宿題、プリントなど)
(2) 体験活動(スポーツ、剣道、工作など)
- 日時 月曜日から金曜日までの放課後の内週3回程度

基本時間

4～7月	1～3年生	下校から午後4時30分まで
	4～6年生	下校から午後5時00分又は午後5時30分まで
9月	1～3年生	下校から午後4時30分まで
	4～6年生	下校から午後5時00分又は午後5時30分まで
10～3月	1～3年生	下校から午後4時30分まで
	4～6年生	

基本日程

水曜日	学習・体験	4～6年生(又は1年生、2・3年生)
木曜日	〃	1年生(又は2・3年生、4～6年生)
金曜日	〃	2・3年生(又は1年生、4～6年生)

※学校の下校時間により曜日及び時間を変更することがあります。

- 実施場所 生涯学習センター「せせらぎ館」ほか
※教室の内容、参加人数により変更します。

- 対象者 緑小学校児童

○ 「放課後児童クラブ」

放課後児童クラブは、村保健福祉センターひまわり館 2 階・ボランティア活動室、放課後子ども教室は生涯学習センター「せせらぎ館」にて実施します。

今後より多くの方にとって利用しやすいものとなるよう、小学校の余裕教室や特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用の促進のほかに、村の施設を利用しての児童のための様々なプログラムの連携を検討します。

○ 「新・放課後子ども総合プランの実施」

新・放課後子ども総合プランの考え方にに基づき、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の連携を図りながら、実施内容の充実を検討します。

○新・放課後子ども総合プランとは

近年の女性就業率の上昇等による、共働き家庭の児童の増加を踏まえ、国において平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、共働き家庭等の「小 1 の壁」と「待機児童」の解消を目指すとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動の実現を目指すとしており、令和 3 年度末までに待機児童解消を目指す目標が掲げられています。

本村においても、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な整備を検討するなど、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童の安全・安心な居場所の確保に取り組みます。

○「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み

① 放課後児童クラブの令和 6 年度に達成されるべき目標事業量

◇第 4 章 4. (11) に記載しています。

② 放課後子ども教室の目標事業量

◇実績・実施状況を踏まえ、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて連携型として村内 1 か所で実施します。

③ 放課後子ども教室の実施計画

◇前頁の事業「放課後子ども教室」に記載の通り実施します。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

◇村の実情を踏まえ、放課後児童クラブの子どもたちが放課後子ども教室への参加も行っています。

⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的方策

◇教育部門と保育部門の連携により、庁内において検討を進めます。

- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
◇教育部門と福祉部門が連携して情報交換・共有を行い、児童への適切な対応を図ります。
- ⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
◇特別な配慮を必要とする児童の接し方等に関する研修の実施を検討し、指導員の能力向上に努めます。
- ⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み
◇利用者の実態やニーズを踏まえ、開所時間の延長等を検討します。
- ⑨ 各放課後児童クラブが、役割をさらに向上させていくための方策
◇放課後児童支援員の資格取得の促進について検討します。
- ⑩ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を促進させるための方策
◇制度や事業内容等について、村のホームページや広報誌に掲載して周知を図ります。

(4)子育て支援のネットワークづくり

【取り組みの方向性】

子育て自主サークルや子ども会など、子どもたちの地域の活動を支えるネットワークづくりを推進するとともに、活動の中心拠点である、村保健福祉センターの活用を図ります。

【取り組みの内容】

○ 「だっこらっこクラブ」(子育て支援サークル)

近所に遊び相手が少ない地域の子どもにとっての、遊びを通した仲間づくりや、子育て家庭の親同士の気軽な交流を目的とした、自主運営の子育てクラブです。
実施内容の詳細については、以下の通りです。

○内容	(1) 季節に応じた行事体験 (2) 体操、製作あそび	など
○費用	・保険料 大人 110 円、子ども 1 人につき 100 円 ※ 活動参加時の内容により参加費の徴収あり	
○対象者	乳幼児及び保護者	

(5)多様な主体が参加した子育て支援地域づくりの推進

【取り組みの方向性】

高齢者や、子ども会をはじめとした自主活動団体、またせせらぎ大学といった、村内のさまざまな主体が協力して子育てを行う地域づくりを推進します。

【取り組みの内容】

○ 「高齢者との世代間交流イベントの実施」

核家族が増加傾向にあり、また世代間のふれあいが子どもの成長に大きな意味を持つことから、高齢者との世代間交流について、幼稚園児・保育園児と共同で実施する「焼き芋パーティー」や、小学生と共同で実施する「昔遊び」を通して、推進を図ります。

○ 「サロン活動における世代間交流と人材育成支援」

さまざまなサロン活動を通して、子育ての先輩である高齢者をはじめとした多様な主体が、子育て世帯とかかわりを持つことができる場の支援を行うとともに、知恵や叡智の継承による人材育成を図ります。

○ 「児童・青少年の地域活動参画の促進」

子ども会をはじめとした児童・青少年の育成を目的とした各種団体の活動を支援し、子どもたちが集まり、遊び学ぶことができる環境の確保や、地域行事への参画の促進を図ります。

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

現状と課題

村の出生率は、この3年間については増加傾向にあり、平成30年時点で0.57%となっています。しかしながら、依然として全国（0.72%）や神奈川（0.75%）の水準を下回る水準となっており、出生率の向上が望まれています。この中で、国においては妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置等を推進してきました。

アンケート調査においては、子育ての環境や支援について、「ふつう」に次いで「やや満足」が多く、「満足」の割合も約2割と、おおむね満足度が高くなっています。

これらを踏まえ、切れ目のない支援のための事業の展開によって、今後も「安心」と「満足」を提供できる体制の確保を進めます。

取り組みの方向性と内容

(1) 乳幼児期の子どもと親の健康の充実

【取り組みの方向性】

母子健康手帳の交付や、各種健康診査の実施により、妊娠期から乳幼児期にわたる母子の健康を支援します。

【取り組みの内容】

○ 「母子健康手帳の交付」

村保健福祉センター「やまびこ館」において、妊娠届出をした妊婦を対象に、母子健康手帳を交付し、母子の健康記録として活用します。

○ 「妊婦健康診査」「歯科健康診査」

妊婦健康診査・歯科健康診査の実施により、妊娠期の母子の健康を支援します。
（第4章 地域子ども・子育て支援事業 （3）妊婦健康診査に記載しています。）

○ 「小児任意インフルエンザ予防接種費用助成事業」

インフルエンザの予防接種のための費用について、1,000円を上限として助成します。
（0歳児から高校3年生までの子どもが対象です。）

○ 「乳幼児健康診査」

乳幼児健康診査は、乳幼児に対する総合健康診査として実施し、病気や発達の遅れ等の早期発見・対応とともに、保護者にとって子どもの成長・発達について理解し子育てについて学習する機会として、また、保護者の育児不安を解消する機会として、さらなる充実を図ります。

実施内容の詳細については、以下の通りです。

○内容	問診、身体測定、内科診察、保健指導、栄養指導 偶数月については、育児相談もあわせて実施します。
○日時	月1回（原則として第3木曜日）
○受付時間	午後1時30分から午後2時30分
○実施場所	村保健福祉センターやまびこ館
○対象者	【定期健康診査】 ・4か月児 ・8か月～10か月児 ・1歳6か月児・3歳6か月児 【定期外健康診査】 定期健康診査以外の乳幼児（未就学児）

○ 「乳幼児歯科健康診査」

歯科健康診査の実施に加え、予防処置などを学習する機会を設け、乳幼児の歯の健康を支援します。

実施内容の詳細については、以下の通りです。

○内容	歯科健康診査・歯みがき指導・予防処置等
○日時	偶数月の乳幼児健康診査と同日
○受付時間	午後1時30分から午後2時30分（原則）
○実施場所	村保健福祉センターやまびこ館
○対象者	【定期歯科健康診査】 ・1歳6か月児 ・2歳児 ・3歳6か月児 【定期外歯科健康診査】 定期歯科健康診査以外の乳幼児（未就学児）

○ 「歯ッピーむしばゼロ」

フッ化物の処方と、洗口の方法指導を、清川村が委託する植木医院において受けられる無料券を配布することで、口腔ケア・むし歯予防・歯の健康の保持増進を図ります。

（4歳以上15歳以下の子どもが対象です。）

(2)相談の場や一時預かりの充実による母子の健康の支援

【取り組みの方向性】

相談の場や一時預かりの充実により、子育てに関する知識不足や日ごろの育児疲れ、子育ての不安を解消し、母子の健康を支援します。

【取り組みの内容】

○ 「妊産婦訪問指導」

妊娠中、または産後の健康状態を確認するとともに、保健師に家族計画等の相談をできる場を確保します。

○ 「こんにちは赤ちゃん事業（新生児・乳児家庭訪問事業）」

全戸訪問を行うことで、育児不安の解消を図ります。

（第4章 地域子ども・子育て支援事業 （4）乳児家庭全戸訪問事業に記載しています。）

○ 「育児相談」

乳幼児健康診査の実施にあわせて、偶数月に年6回、心理相談員による育児相談を実施することで、育児やしつけ、発達上の不安や対象児の兄弟にかかわることなどについての不安を相談できる機会を設けます。

○ 「乳幼児健康相談」

村保健福祉センター「やまびこ館」において、子どもの病気、発達、育児、遊ばせ方など子育てに関する相談に保健師が応じ、子育ての悩みを気軽に相談できる場の確保を図ります。

○ 「マタニティ教室」

妊婦同士の交流の場として、妊娠中の健康管理や妊婦体操指導などを実施しています。今後は、母親のみならず父親の参加についても推進します。

実施内容の詳細については、以下の通りです。

○内容	妊娠・出産・育児について、助産師、保健師、栄養士、 歯科医師等による保健指導
○実施回数	年3回
○実施場所	村保健福祉センターやまびこ館
○対象者	妊婦及び家族

○ 「育児教室」(乳児教室・幼児教室)

乳児教室においては、産後ケア事業として、保健師による保健指導やベビーマッサージ教室を、幼児教室においては体力づくりやむし歯予防、防災の啓発や救急法について専門講師による実技を含めた集団指導を行っています。

また、保育士による保育指導も行い、子どものあやし方や遊ばせ方などで戸惑いがある保護者等にも対応しています。

村福祉保健センター「やまびこ館」において実施しており、実施日程については清川村健康カレンダーや広報等への掲載を行います。

○ 「子育てママリフレッシュ事業」

子育てに忙しい保護者の育児疲れや育児への不安を解消し、心身のリフレッシュと育児負担の軽減を図ることで、楽しく子育てを続けてもらうことを目的に、あおぞら保育園の一時預かりを1年間で6回(1回4時間まで)利用できる利用券を発行します。

なお、おやつ(50円)、給食(200円)は自己負担となります。

(4月1日の年齢で1歳児、2歳児の子どもが対象です。)

(3)食育の推進

【取り組みの方向性】

社会環境や食生活の変化に伴う子どもの生活習慣病危険因子の増大や欠食・孤食等の課題に対し、保健指導及び栄養指導に努め、乳幼児期からの食生活等の健康的なライフスタイルの育成を支援します。

外食産業が盛んな現代社会において、食事バランスは、心身ともに健康であるためにも必要であることを踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、食生活改善推進団体、栄養士等といった、関係者及び関係機関が連携して啓発を行います。

【取り組みの内容】

○ 「子どもの食事に関する指導・相談」

乳幼児健康診査や親子食育講座において、子どもの食事に関する指導・相談を実施します。

○ 清川村食生活改善推進団体「もみじ会」の活動支援

親子料理教室や幼児食料理教室等を開催します。

○ 「栄養士による食育学習」

幼稚園、小学校、中学校において、学校給食センターの栄養士が食の大切さについてなどの指導を行うとともに、地場産品を活用したメニューの提供や青空給食(バイキング給食)なども実施します。

○ 「健康的な食習慣づくり事業」

毎月第1日曜日を「朝ごはんの日、ブレイクファーストサンデー」として、宮ヶ瀬FMを活用し「朝食を食べよう！」というメッセージを伝える、「朝食キャンペーン」を実施します。

(4)思春期保健対策の充実

【取り組みの方向性】

心と体の成長にとって大切な時期である思春期の児童・生徒が健やかに成長できるよう、教育の充実や相談体制の確保を図り、適切な支援を受けられる体制の構築を推進します。

【取り組みの内容】

○ 「学校における思春期保健対策の実施」

学校において、保健体育、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を通して、性や性感染症予防、飲酒、喫煙、薬物などに関する教育や、情報化社会に対応するための教育の充実を図ります。

○ 「思春期の心と体の健康づくりに関する啓発」

地域や関係機関と連携して、思春期の心と体の健康づくりに関する啓発を図ります。

○ 「関係機関の連携による思春期保健対策の実施」

幼稚園、保育所、小学校、中学校、教育委員会、保健福祉課等村の関係機関において、保健福祉事務所や児童相談所等の専門的支援を得ながら定期的な情報交換や研修など連携・協力し、子どもの健康や思春期にかかわる諸問題に取り組んでいきます。

○ 「スクールカウンセラー等の設置」

いじめや友人関係、家庭の問題、心身症やうつ病など心の病気に対して適切な支援を行えるよう、小学校・中学校においてスクールカウンセラーや訪問教育相談員を設置し、必要に応じて専門機関の受診等へとつなげます。

○ 「思春期保健に関する啓発の推進」

村保健福祉センター「やまびこ館」で行うメンタルヘルス相談や思春期保健セミナー、出前講座等を通して、保護者へ向けた思春期の子どもの理解と適切な対応について啓発に努めます。

(5)小児医療の充実

【取り組みの方向性】

子どもの救急時に速やかに必要な救急医療が受けられるように、広域救急医療体制の充実に努め、救急医療機関等の周知を徹底するとともに、入院・通院にかかる費用を継続的に支援します。

【取り組みの内容】

○ 「小児医療体制の確保」

小児救急医療体制として、休日・夜間診療及び休日歯科診療（1次救急）は3市町村（厚木市・愛川町・清川村）が厚木医師会・厚木歯科医師会に委託して実施します。

小児科救急診療（2次救急）については、厚木市立病院で実施します。

○ 「診療に関する情報の周知」

診療に関する情報を清川村健康カレンダーに掲載し、全戸に配布することで周知を図ります。

○ 「小児医療費助成制度」

小児の健全な育成支援や健康増進を目的として、医療費（自己負担分）の一部を助成します。

（入院については満18歳を迎えた最初の3月31日、通院については中学3年生までが対象です。）

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題

本村における幼稚園の在園児数は、平成 31 年度時点で 35 人となっており、この中で 3 歳児の人数について 3 年連続で増加するなど、幼児期の教育に対するニーズの増加と変化がみられます。

アンケート調査においては、「家庭教育に関する学級・講座」「教育相談センター・教育相談」について約 5 割の利用希望があるものの、「家庭教育に関する学級・講座」については認知度が約 3 割と低く、活動の拡大と周知が課題となっています。

これらを踏まえるとともに、清川村の豊かな自然や地域資源を生かし、子どもたちの未来へとつながる教育環境の整備を図ります。

取り組みの方向性と内容

(1)次代の親の育成

【取り組みの方向性】

近年、兄弟数も減り、年齢を超えた集団遊びも少なくなっている中で、小中学生の年代に乳幼児とのふれあいの場を設けることを通して、生命の大切さや乳幼児の特性や育児についての理解を図ります。

【取り組みの内容】

○ 中学校における幼稚園との体験交流の実施

将来、子どもを持ったときの予備体験を行い、育児不安の解消や虐待防止を図ります。

○ 「子育てサロン等における交流の推進」

子育てサロンなどの事業の中で、小中学生と育児中の母子との交流を図ります。

○ 「次代の親の育成に関する啓発」

子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義について、広報・啓発活動の充実に努めます。

(2)清川らしい学習の推進

【取り組みの方向性】

豊かな自然環境を生かした学習や、地域のボランティアと連携した学習、国際理解教育の推進により、村への愛着や専門的な知識を持った子どもの育成を図ります。

【取り組みの内容】

○ 「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）の導入

新規

令和2年度を目標に、幼稚園・小学校・中学校のすべてに学校運営協議会の導入を進め、保護者や地域の方が学校運営にかかわって積極的な議論を行い、「誇りをもって村を支える人づくり」「学校を核とした地域コミュニティづくり」の実現の推進を図ります。

○ 「小中学校へのタブレット端末導入」

新規

令和2年度から実施される新学習指導要領において、コンピュータ等を活用した学習活動の充実やプログラミング的思考の育成が掲げられ、ICT教育の推進が求められる中で、児童・生徒がICT教育に対応できるよう、タブレット端末を導入します。

○ 「自然環境を活用した教育プログラムの実施」

自然体験学習や野外教育の体験を継続的に実施することで、清川村の豊かな自然にふれあう機会の充実を図ります。

○ 「国際理解教育の推進」

国際理解教育を推進し、国際感覚の素地を培うことを目的として、英語指導助手を活用した外国語教育を実施します。

○ 「職場体験活動の実施」

中学校において、仕事の楽しさや大変さを体験することで今後の進路を決めていく材料とすることを目的に、地域と連携して職場体験活動を実施します。

○ 「教育における地域外人材の活用」

地域外の専門的なノウハウを持っている人を活用した授業への取り組みについて、さらなる充実を図ります。

(3)幼・保・小・中の連携

【取り組みの方向性】

幼稚園・保育所から小学校、そして中学校へと円滑に移行できるよう、相互の連携により交流活動や情報交換の機会を充実します。

【取り組みの内容】

○ 「行事における幼・保・小・中の連携」

幼稚園・保育所・小学校・中学校のそれぞれの行事において、交流を実施します。

○ 「幼・保・小・中の連携のための情報交換の推進」

連絡会議等において、幼稚園・小学校・中学校の教員及び保育所の保育士による情報交換を図ります。

(4)家庭や地域の教育力の向上

【取り組みの方向性】

近年、家庭教育力の低下が指摘されていますが、家庭教育は基本的倫理観や基本的なマナー、自立心を育成する上で重要な役割を果たします。社会動向を踏まえながら、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

【取り組みの内容】

○ 「家庭教育・地域教育に関する啓発」

地域の行事などを通して、家庭教育・地域教育に対する意識の啓発を図ります。

○ 「家庭教育学級等の実施」

子どもの成長段階に合わせた子育て講座やPTAに委託実施している家庭教育学級の充実を図るとともに保護者同士の勉強会なども実施を検討します。

4. 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

アンケート調査においては、7割以上の方が清川村へ転入したと答え、その転入した理由については「住宅事情が自分に合っていた」が35.8%と、「親族や知人が近くに」「自然環境がよい」に次いで3番目に高くなっています。

これらを踏まえ、住宅の確保や安全な道路交通等の生活環境の整備により、転入の促進とともに、住み続けたいくなるまちづくりを推進します。

取り組みの方向性と内容

(1) 良質な住宅の確保

【取り組みの方向性】

村営住宅や、借上型村営住宅制度、利子補給金といった取り組みにより、子育てがしやすい良質な住宅の確保を支援します。

【取り組みの内容】

○ 「村営住宅の活用」

村内10か所・20戸の村営住宅を活用し、住宅困窮世帯に関する施策を推進します。

○ 「借上型村営住宅の活用」

借上型村営住宅について、子育て世代の入居を優先し、子育てがしやすい快適な環境の住まいを提供します。

○ 「住宅整備にかかる利子補給金の交付」

村内に住宅を新築または増改築するため、融資機関から融資を受けた場合に、利子補給金を交付します。

(2)安全な道路交通環境の整備

【取り組みの方向性】

安全な道路交通環境の確保により、子どもが安心して日常生活を送れる環境を整備するとともに、災害対策を推進します。

【取り組みの内容】

○ 「幹線道路の整備」

村内の4本の幹線道路について、東名・圏央道及び中央高速道路に連絡することから、大型車両の通行量が多い状況にあることも踏まえ拡幅整備を進め、車両の円滑な通行とともに、子どもたちの通学・通園時等の安全性に配慮した道路の整備を要望します。

○ 「生活道路の整備」

村道は、住宅地等で幅員が狭く拡幅改良の必要な路線も残っており、子どもや子育て家庭が安心して利用できるよう整備を進めます。

(3)安全安心のまちづくり・環境整備の推進

【取り組みの方向性】

公園の充実やおむつ交換台の整備、あるいは交通環境の整備といった、子育て世帯が楽しく、安心してお出かけできる環境の整備を推進します。

【取り組みの内容】

○ 「児童公園の安全点検」

6か所の児童公園について、遊具などの定期的な検査・補修を行い、安全確保に努めます。

○ 「子育てしやすい施設整備」

役場本庁舎には、「みんなのトイレ」におむつ交換台を設置しています。また、せせらぎ館内の図書館でも、幼児用のトイレを設置し、小さな子どもが安心してトイレを利用できるようになりました。子育て家庭や子どもが安心して外出できるよう、他の施設においてもおむつ交換台や幼児用トイレ等の設置を推進します。

○ 「交通環境の整備」

安全で便利な駐車場の整備を進めるとともに、車のない人も外出しやすいよう、交通手段の確保を図ります。

5. 子どもの安全の確保

現状と課題

アンケート調査においては、自由意見の中で防犯カメラの設置や、下校時の見守りを求める声があがっています。

これを踏まえ、安全に過ごせる環境の確保に努めるとともに、見守り事業等を通して、犯罪から子どもを守る体制の確保を図ります。

取り組みの方向性と内容

(1) 乳幼児の不慮の事故防止

【取り組みの方向性】

乳幼児の家庭での転落、薬物などの誤飲による不慮の事故を防止するため、保健指導や啓発活動の充実を図ります。

【取り組みの内容】

○ 「子どもの事故防止啓発パンフレット」

乳幼児の不慮の事故防止対策として、新生児・乳幼児・未熟児訪問時及び乳幼児健康診査時に子どもの事故防止啓発用のパンフレットを配布し説明・指導を行います。

○ 「事故防止や緊急時の対応についての啓発・指導」

乳幼児健康診査時や乳児・幼児教室時に事故防止や緊急時の対応についての啓発・指導を行います。

○ 「事故防止にかかわる学習機会の確保」

保護者をはじめ、地域住民に対して、事故発生時の応急処置や救急救命法などの学習機会のさらなる拡充を図ります。

(2)子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【取り組みの方向性】

警察などの関係団体等と連携し、子ども及び保護者への啓発を通して、地域全体の交通安全意識の向上を図り、子どもの交通安全の確保を推進します。

【取り組みの内容】

○ 「交通安全に関する啓発活動」

交通安全教室の開催や交通安全キャンペーン等の啓発活動を通して、大人の安全運転へのモラルの向上を図り、交通安全の確保を図ります。

○ 「交通安全教室等の学習機会の確保」

幼稚園・保育所・小学校・中学校における交通安全教室の開催等を通して、危険に対して、子どもたちが自ら考え、行動できるようになるための、学習の充実を図ります。

○ 「育児教室における交通安全に関する啓発活動」

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発や救急法などについて、育児教室において実施します。

(3)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【取り組みの方向性】

学校等における啓発や地域における見守りをはじめとした取り組みにより、子どもが犯罪の当事者にならないための支援を行います。

【取り組みの内容】

○ 「防犯ブザーの配布・集団登校の実施」

不審者による声かけ、痴漢などの犯罪の対策を目的として実施します。

○ 「きよかわ安全・安心情報ネットサービス」

電子メールを活用して不審者情報や緊急性のある迷子等の情報を配信することで、安心できる村づくりを推進します。

○ 「インターネット・スマートフォンの適切利用のための啓発」

近年増加が指摘されている、LINEなどのSNS上でのいじめや、スマートフォンへの依存、有害サイトへのアクセスといったトラブルを防ぐため、その危険性と適切な利活用について、学校、地域と関係機関が連携して啓発を行います。

○ 「暴力から身を守るための学習の実施」

子どもが、いじめ、虐待、痴漢、誘拐といった様々な暴力から自分を守るための教育プログラムである「CAP (Child Assault Prevention) プログラム」の導入を検討するなど、子ども及び保護者にとっての学習の機会の充実を図ります。

○ あいさつ運動「ふれあいタイム」

小学校・中学校の登下校時間（平日午前7時から8時半までと、午後2時から5時まで）に合わせて、子どもたちに積極的に声をかけていただくことで、住民と子どもたちの交流を深め、地域のつながりの強化を図ります。

○ 「防犯パトロール」

村内在住・在勤で、村内で自主的に防犯パトロールを実践する団体または個人に対して物品を貸与することで、自主防犯意識の高揚を図ります。貸与する物品は、「防犯パトロールベスト」「防犯腕章」「防犯マグネット（車両用）」「防犯キャップ」の4点です。

○ 「かけこみOKの家」

緊急時に子どもが安心して避難できる場所として、ご協力いただいている村内事業所や個人のご自宅の玄関など見やすい場所に看板を設置します。

子どもたちに「かけこみOKの家」に関する啓発を行い、何かあったときにすぐに駆け込めるような体制の確保を図ります。

○ 「犯罪等の被害にあった子どもへの心のケアの実施」

スクールカウンセラーによる犯罪等の被害にあった子どもに対する心のケアを行い、必要に応じて医療機関をはじめとした関係機関の協力を仰ぎます。また、村職員も含めた関係者・関係機関の講習会の実施により、専門知識の習得に努めます。

6. 特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

現状と課題

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ、平成 30 年度においては 13.7 倍に増加しています。これを踏まえ、国においては平成 28 年に児童福祉法の改正が行われ、また令和 2 年度にも児童福祉法及び児童虐待防止法の改正が予定されており、この中で「体罰によらない子育て」を推進しています。

ひとり親家庭の自立支援の分野においては、厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」(平成 27 年)によると、我が国の 7 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。国においては、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」について令和元年に改正する法律が施行されました。

障がい児への支援の分野では、県において第 5 期の「神奈川県障がい福祉計画」を、村においては「清川村障がい児福祉計画」を策定しており、この中で障がい児の通所支援や入所支援の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう取り組みの方針や内容が示されています。

取り組みの方向性と内容

(1) 児童虐待防止の充実

【取り組みの方向性】

訪問や相談、講演会等の実施を通して、暴力によらない子育ての推進について啓発します。

また、要保護児童対策連絡協議会を中心に様々な機関が連携し、地域全体で子どもを見守る体制の構築を図ります。

【取り組みの内容】

○ 「虐待に対するハイリスク児の早期発見」

乳幼児健康診査や相談事業において、保健師等による定期的な子どもの成育状況の確認や相談の機会を設けることで、虐待に対するハイリスク児の早期発見を図ります。

○ 「電子メールによる情報提供・相談」

育児不安の軽減を目的として、電子メールでの情報提供や相談などを行います。

○ 「虐待防止に関する講習会等の実施」

虐待に関する正しい知識や防止方法についての講習会などを開催し、保護者や家族、また、地域への周知を図ります。

○ 「要保護児童対策連絡協議会の設置」

民生児童委員、人権擁護委員、保護司、教育委員会、校長会、児童相談所、保健福祉事務所・保健福祉課の関係職員で構成する要保護児童対策連絡協議会を設置し、それぞれの活動状況等や児童虐待が発生する状況について情報交換を行うとともに、早期発見、子どもの危険回避について研修を行います。

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

【取り組みの方向性】

ひとり親家庭の相対的貧困率が高いことを踏まえ、経済的支援や生活の支援を通して、児童の健全な育成を図ります。

【取り組みの内容】

○ 「ひとり親家庭等の相談・情報提供体制の整備」

自立支援に関する相談体制や、広報誌やホームページにおけるひとり親家庭への支援についての情報提供の充実を図ります。

○ 「ひとり親家庭等に対する経済的支援」

経済的な支援として、ひとり親家庭等の医療費助成、児童扶養手当、母子福祉手当、就学援助費等を給付します。

このうち、ひとり親家庭等の医療費助成の実施内容の詳細については、以下の通りです。

○内容

医療証と健康保険証を医療機関等の窓口に提示することにより医療機関等で支払う自己負担額（健康保険適用分のみ）を助成します。

※他の医療制度で助成を受けられる方を除きます。

○対象者

次のいずれかに該当する児童を監護している父又は母、養育者（里親は除く）で、所得が一定未満の家族

- ・父又は母が死亡した児童
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が、婚姻によらないで懐胎した児童
- ・その他（孤児等）

○ 「県と連携したひとり親家庭等への支援」

県の事業として、県母子寡婦福祉会によるひとり親家庭に対する相談や情報提供、一時的な生活援助を行うとともに、保育サービスが必要なときに家庭生活支援員（ひとり親ヘルパー）を派遣します。

(3)障がい児や発達に心配がある児童への支援の充実

【取り組みの方向性】

近年、社会全体で、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症といったケースに対する適切な支援の必要性が指摘される中で、村においても一人ひとりの個性に応じた適切な支援を行うことで、障がいや発達に心配がある子どもと家族が、安心して生活できる地域づくりを推進します。

【取り組みの内容】

○ 「早期発見体制の確保」

乳幼児健康診査・学校健診等を通して、支援を必要とする子どもを早期に発見する体制を強化します。

○ 「個性に応じた適切な教育の実施」

一人ひとりの個性に応じた適切な教育に向け、保護者と学校等が十分に連携を取り、成長過程に合わせた教育環境を提供できる体制の強化に努めます。

○ 「進路指導体制の充実」

義務教育終了後の進路について、個々の障害の程度、能力、適正等に応じて多様な進路選択ができるよう、関係機関との連携を図り、進路指導体制の充実に努めます。

○ 「障がい児等の就労の援助」

一般事業所等への就労を促進するため、就労援助に関する相談体制の充実や社会適応訓練制度のさらなる活用を図ります。

○ 「障がい児等に対する地域の理解の促進」

障がいや発達の遅れについて、地域全体が理解を深め助け合う意識の啓発や障がいをもつ子ども達やその家族と地域の連携の強化を図ります。

○ 「関係機関の連携による障がい児支援」

関係機関の連携による障がい児への支援に引き続き取り組みます。

(4)外国籍の住民への対応

【取り組みの方向性】

現在、村内には、外国籍で対象となる方はいませんが、今後、必要になった場合には、できるかぎり必要な支援を行います。

【取り組みの内容】

○ 「外国にルーツを持つ子どもへの支援」

必要に応じて、対象となる方の母国語に対応する通訳者の確保などの事業を実施します。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く住民への周知に努めます。

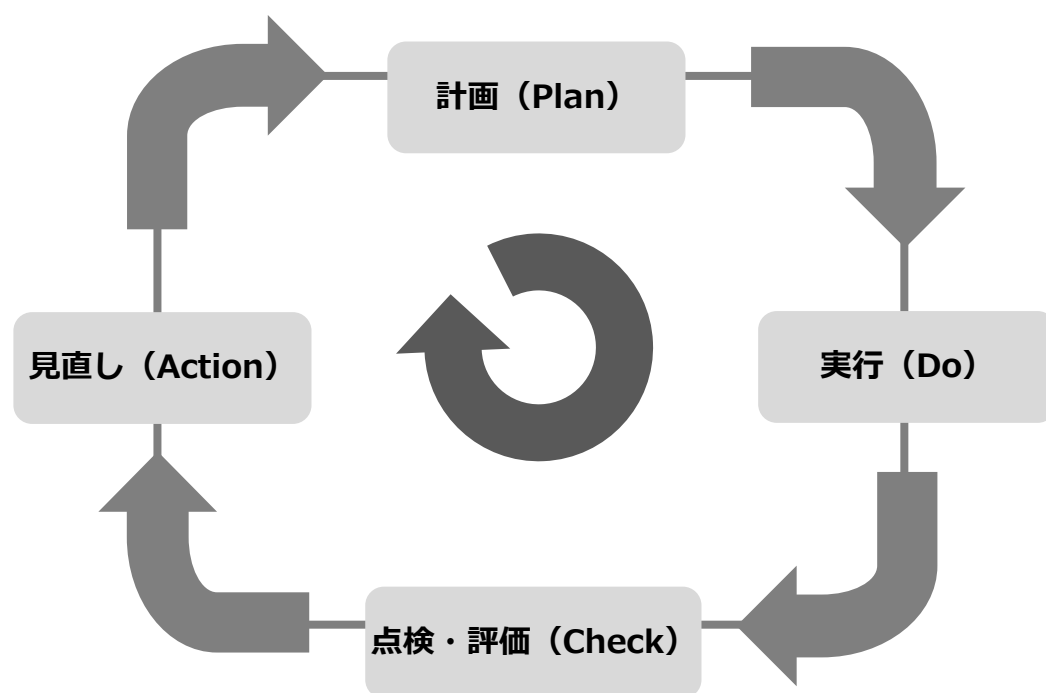
また、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、村保健福祉課が中心となり、保育所・幼稚園、小学校・中学校、企業、住民とが連携して、清川村子ども・子育て会議等で様々な方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

さらに、今後の社会情勢の急速な変化や新たな課題にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めていきます。

2. 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、この取り組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、PDCAのサイクルに基づいて、点検及び評価を中間年である令和4年度に実施し、施策の改善につなげていきます。



資料編

1. 子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日条例第8号

清川村子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、清川村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次の各号に掲げる事項につき村長の諮問に応じ調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 清川村子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他村長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 この条例施行後最初の子育て会議は、村長が招集する。

3 清川村非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年清川村条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）中第61号を第62号とし、第52号から第60号までを1号ずつ繰り下げ、第51号の次に次の1号を加える。

52 子ども・子育て会議委員 日額 5,000円

2. 子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属機関等	区分
佐藤 智恵	公募委員	子どもの保護者
竹内 麗子	公募委員	
山口 理恵	民生委員児童委員協議会	子ども・子育て支援に関する 関係団体の推薦を受けた者
菅原 明香	だっこらっこクラブ	
山口 志ず子	清川の子どもを育てる会	
片山 智絵子	清川の子どもを育てる会	
杉山 喜代美	あおぞら保育園	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者
平田 直美	清川幼稚園	
石川 富美子	清川村教育委員	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者
高宮 聖子	厚木保健福祉事務所	関係行政機関

3. 子ども・子育て支援事業計画策定経過

本計画の策定にあたっては、村民の代表者・教育関係者・保育所関係者・民生委員等で構成する「清川村子ども・子育て会議」を設置・開催し、計画の内容について審議を行うとともに、その意見を反映しました。

清川村子ども・子育て会議の開催状況

年度	回数	日時	主な審議事項
平成30年度	第1回	平成31年1月11日 13:30～15:00	(1) 清川村子ども・子育て会議について (2) 第2期清川村子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査の実施について
	第2回	平成31年3月4日 13:30～15:30	(1) 第2期清川村子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査の集計状況について (2) 平成30年度子育て関係事業の実績及び平成31年度子育て関係事業について
令和元年度	第1回	令和元年12月26日 13:30～15:30	(1) 幼児教育・保育の無償化の実施状況について (2) 平成30年度子育て関係事業の実績について (3) 第2期清川村子ども・子育て支援事業計画について
	第2回	令和2年2月28日 14:00～15:30	(1) 第2期清川村子ども・子育て支援事業計画について

清川村 第2期子ども・子育て支援事業計画

令和 2年 3月

発行：清川村

編集・企画：清川村 保健福祉課 福祉係

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地

TEL 046-288-1211（代表）

URL <http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>